

第3期中期目標に係る 業務実績報告書

平成29年6月30日



独立行政法人
自動車事故対策機構

National Agency for
Automotive Safety and Victims' Aid

はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、平成28年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、NASVAに係る第3期中期目標期間中の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目次

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 組織運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 業務の運営の効率化
 - ①安全指導業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ②療護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ③交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ④業務全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 安全指導業務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (2) 療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- (3) 介護料の支給等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (4) 交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- (5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応・・・・・・・・・・ 75
- (6) 自動車アセスメント情報提供業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- (7) 自動車事故対策に関する広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・ 102

4. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

6. 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
- (2) 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- (3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項
に規定する積立金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

(中期目標)

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。

(中期計画)

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差等を踏まえた上で、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の趣旨を総合的に勘案し定めた組織合理化方策の内容に沿って以下の取組みを行った。

- ・平成24年度 平成25年度までに支所の合理化方策の結論を得るために組織合理化検討委員会（以下「検討委員会」という。）及びその下に組織合理化検討プロジェクトチームを設置し、計5回検討委員会を開催し、18主管・支所での現地調査及びヒヤリングを含めて、改めて支所の実態を調査して基礎的なデータを整理するとともに安全指導業務への民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の状況を踏まえ、可能な合理化のあり方について検討を推進。
- ・平成25年度 検討委員会（計11回開催）において、被害者援護業務及び安全指導業務の効率的実施の観点から各都道府県に拠点を残しつつ、関係機関との連携の一層の強化、ITの活用等による業務運営の合理化を推進することとした。あわせて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等を総合的に勘案し、組織合理化のための具体策を定めた。

• 平成26年度

• 人員配置の見直し（主管支所及び支所）

（1）「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト

- 毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源のシフトを図るとともに、全ての所属職員を被害者援護業務の主担当又は副担当と定めるよう関係規程を改正し、体制の整備を図った。

（2）主管支所及び支所間の人員シフト

- 3支所（函館、鳥取、島根）から2主管支所（札幌(+1)、広島(+2))へのシフトを実施した。

（3）被害者支援専門員（コーディネーター）の配置

- 東京主管支所に加え、名古屋主管支所及び大阪主管支所において被害者支援専門員を各1名増強配置した。（既存職員のシフト）

• 人員配置の見直し（本部）

自動車アセスメント業務及び被害者援護業務の更なる充実強化に向け、関係規程の改正等を行い、以下の体制整備を図った。

- 企画部安全情報グループから自動車アセスメント部への格上げを行うとともに、NCAP 技術グループ・NCAP 渉外グループを新設
- 自動車アセスメント部の2名増員（安全指導部からシフト）
- 被害者援護部に企画調整グループを新設
- 被害者援護部の1名増員（総務部からシフト）

• 平成27年度

• 人員配置の見直し（主管支所及び支所）

（1）「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト

- 平成26年度から引き続き、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源のシフトが図られ、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施するなど、被害者援護業務のさらなる充実を促進した。

（2）主管支所及び支所間の人員シフト

- 3支所（釧路、山形、秋田）から2主管支所（札幌(+1)、仙台(+2))へのシフトを実施した。

• 地方における自動車アセスメント広報活動の充実

- 自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するため、全国で30回以上の広報活動を行うとともに、各主管支所等の広報担当者に対し、広報を適切に実施するための研修を実施するなど、自動車アセスメント業務の充実を促進した。

• 平成28年度

• 人員配置の見直し（主管支所及び支所）

（1）「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト

- 平成26年度から引き続き、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置

付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源のシフトが図られ、被害者援護業務担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施するなど、被害者援護業務のさらなる充実を促進した。

(2) 主管支所及び支所間の人員シフト

- 4支所（山口、高知、長崎、沖縄）から3主管支所（広島(+1)、高松(+1)、福岡(+2)）へのシフトを実施した。

・ 地方における自動車アセスメント広報活動の充実

- 自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するため、全国で89回の広報活動を行うとともに、平成27年度に引き続き、各主管支所等の広報担当者に対し、広報を適切に実施するための研修を実施するなど、自動車アセスメント業務の充実を促進した。

2) 次期中期目標期間における見通し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、自動車の輸送の安全確保のための指導等を行う安全指導業務、自動車事故被害者等への身体又は財産的被害の回復に資する支援等を行う被害者援護業務、自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査研究等を行う自動車アセスメント情報提供業務を一体的に実施し、自動車事故の発生の防止と被害者保護を増進することを念頭におき、事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

(中期目標)

職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(中期計画)

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

組織の一層の活性化を図るため、産業カウンセラー等の資格取得を促進し、職員の活用を積極的に図るとともに、国との人事交流等を行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図った。

また、全職員を対象とする能力・実績評価制度の運用を適正に行い、職員が意欲をもってその能力を発揮し、職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図るとともに、職員の資質向上を図るための各種研修を実施した。

○ 産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）の資格取得

・ 産業カウンセラー資格新規取得者数

平成24年度：23名、平成25年度：35名、平成26年度：36名

平成27年度：21名、平成28年度：25名

・ 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）新規取得者数

平成24年度：11名、平成25年度：15名、平成26年度：21名

平成27年度：25名、平成28年度：19名

○ 人事交流等の促進

事業環境の変化に対応するため、国との人事交流を促進するとともに、民間からISO業務に精通した人材を新たに採用し、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図った。

○ 勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。

○ 研修の充実による職員の資質向上

(1) 業務別専門研修の実施

① 指導講習業務における講師の育成強化

・ 第一種講師に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を職員に受講させた。

・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師^{*1}を育成するため、職員に対して第一種講師資格要件研修を実施した。

・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師

を育成するため、「ASK^{※2}の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：（基礎、一般）講習の全てについて講義できる講師

※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

② 適性診断業務カウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等において、カウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー^{※3}を養成するため、職員に対して第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー^{※4}に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者）

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者）

③ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 運輸安全マネジメント業務を新たに担当する職員に対して、運輸安全マネジメントに関する基礎知識の習得等を目的とした研修を実施するとともに、安全マネジメント関係講習会の講師として指名を受けている職員に対して、運輸安全マネジメントに関する最新の知識の習得及び技能向上等を目的とした研修を実施した。
- ・ 運輸安全マネジメント業務を新たに担当する職員に対して、アドバイザー^{※5}資格を取得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。また、アドバイザー（コンサルタント^{※6}を含む。）に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。

※5 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者（アドバイザー・資格取得研修終了後、支所長により指定された者）

※6 コンサルタント：コンサルティング業務を担当する者のうち、アドバイザーとしてコンサルティング業務に必要な力量を有し、当該主管支所管内のアドバイザーの指導・監督を適切に実施することができる者（一定の要件に該当する者から理事長が指名する。）

- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を行う安全評価員^{※7}を養成するため、安全評価委員候補者として国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加させるとともに、NASVA主催の「運輸安全マネジメント評価本部研修」を受講させ、評価に必要なとされる知識の習得及び向上を図り、人材の育成確保を図った。

また、安全評価員候補者に対して、評価実施時のOJT^{※8}により、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の向上を図った。

※7 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

※8 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

④ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組

- ・ 新規採用職員研修において、臨床心理士による講義とNASVA友の会の会員であった交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施した。
- ・ 各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか職員、非常勤職員を対象者

として実施し、専門知識の共有を図った。

- ・ 組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施した。

⑤ ISOコンサルタントの養成

- ・ ISOコンサルティング業務を担当するISOコンサルタント^{※9}を育成するため、ISOコンサルタント候補者に対して、外部研修機関が開催するISO 9001基礎コース及び品質審査研修コースを受講させるとともに、本部でISO 39001解説研修を実施した。外部研修と内部研修の受講を通じて、ISOの基本的な考え方及びISO審査の実務の理解並びにISO 39001規格の要求事項の詳細とISOコンサルティング業務に関する知識の習得を図りISOコンサルタントを養成した。

※9 ISOコンサルタント：ISOコンサルティングを行う者（資格要件：外部登録機関にISO 9001審査員補として登録され、かつ、内部研修を修了後に理事長が指名した者）

⑥ 会計事務の基礎知識等の養成

- ・ 各主管支所及び支所の経理事務に携わる職員に対して、会計事務及び財務・会計システム研修を実施し、不正行為防止の心構え、会計事務の基礎知識及び会計システムの基本的な操作方法等の習得を図った。

(2) 階層別研修の実施

新規採用職員研修、中堅職員（チーフ級、アシスタントマネージャー級）、新任マネージャーに対する階層別研修を実施し、職員の資質向上を図った。

2) 次期中期目標期間における見通し

産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

被害者援護業務と安全指導業務との連携を推進する観点から、主管マネージャー（適性診断担当）会議において、被害者援護業務の現在の取組等について被害者援護担当職員による講義を取り入れた。

「被害者援護促進の日」を活用して、安全指導業務担当職員も対象とした被害者援護業務についての勉強会を各主管支所において実施した。



【被害者援護業務担当職員による講義風景】

(3) 業務の運営の効率化

① 安全指導業務

(中期目標)

安全指導業務におけるITの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

(中期計画)

ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とします。また、契約事業者^(注1)及び貸出機器^(注2)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とします。これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

(注1) 「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注2) 「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

1) インターネット予約

指導講習に係るインターネット予約による受講者の割合を向上させるため、運行管理者等指導講習開催時にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。

また、適性診断に係るインターネットによる受診者の割合を向上させるため、適性診断受診者等にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。

利便性の説明については、「インターネット予約利用者は、予約受付開始を1ヶ月以上早くできる。」などインセンティブがある点を強調した。

また、指導講習・適性診断の電話による予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行い、実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、インターネット予約に必要なID及びパスワードをお知らせするなどの対応を行った。

以上の取組みにより、インターネットによる受講者・受診者の割合は、指導講習で91.1%、適性診断76.5%となり、中期計画を達成し、指導講習及び適性診断における電話予約対応等の時間が減少したほか、職員による受講者・受診者データの入力作業が軽減され、受付業務等の省力化による支所業務の効率化が図られた。



2) 支所以外での一般診断の受診

支所以外での一般診断の受診者の割合を向上させるため、契約事業者等（注1）による一般診断の利用促進を図った。

契約事業者に対しては、ナスバネット（NASVAのインターネットを活用した適性診断システムのアプリケーション）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

◎ 自社において24時間いつでも適性診断が受診できること

◎ 過去の適性診断の受診状況について情報提供を行い、繰り返し受診が事故防止に効果的であること。

これらの情報提供により契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。

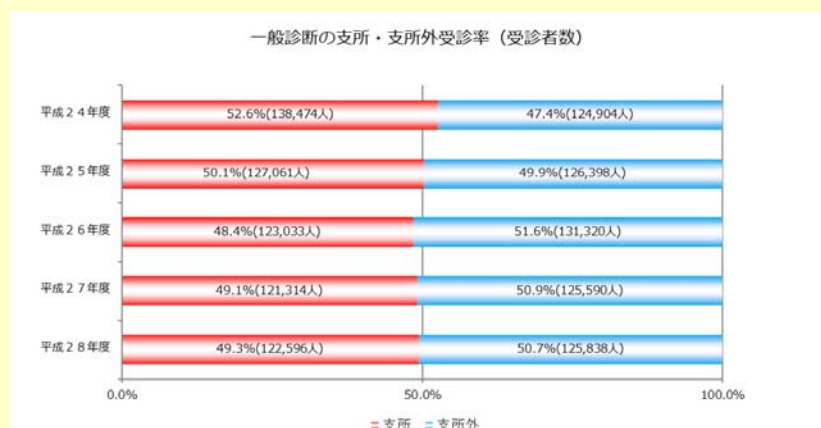
また、更なる新規の契約事業者を獲得するため、高性能なグラフィックスを必要としない汎用性の高い安価なパソコンで実施できるよう、かつ、64bitOS等に対応したアプリケーションの改良を行った。

以上の取組みにより、支所以外での一般診断の受診者の割合は、50.7%となり、中期計画を達成した。

（注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。



【ナスバネット】



2) 次期中期目標期間における見通し

ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の各年度において、指導講習80%以上、適性診断70%以上とするほか、契約事業者による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の各年度において、50%以上とする。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

ナスバネットの支所以外での利用促進を図るため、以下の方策を実施した。

【平成26年度】

- ・ 年間の受診実績が少ない中小の事業者がナスバネットを導入しやすくなるよう「問診方式によるナスバネット」を新たにシステム化し、事業者のナスバネット導入時のコストを軽減し、契約事業者の増加につなげた。

【平成27年度】

- ・ ナスバネットの利用を希望する事業者がナスバネットを導入しやすくなるよう高性能グラフィックボードの搭載の必要性をなくし、従前よりも安価なパソコンでナスバネットを利用できるようナスバネットアプリケーションを改良した。
- ・ 新たな契約事業者に加えて既存事業者に対しても、自社の「受診状況」をお知らせし、効果的な「繰り返し受診」の指導を積極的に行い、受診促進を図った。

【平成28年度】

- ・ パソコン市場に最も流通しているWindows 10 OSに対応するため、ナスバネットアプリケーションの改良を行い、平成27年度に実施した改良と相まって、新たな契約事業者を獲得した。

運送事業者における運転者の受診機会を提供・確保するため、運送事業者の利便性を一層向上させるとともに、事故防止に効果的な受診促進を行い、支所以外での一般診断の受診者の割合について、50%以上を確保し、支所内の業務の効率化を図った。

② 療護施設

(中期目標)

ア 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行いその内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(中期計画)

ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース^(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。

(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

水準・コスト水準等に関し、毎年度タスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページで公表し、国民にわかりやすい形で情報提供した。

<各年度の取組み等>

○ 平成24年度タスクフォースによる外部評価結果(概要)

(1) 運営経費の節減に対する取組み

運営経費(委託費)について、入院基本料算出基準の変更による減収については、関係当局の指導を踏まえ、止むを得ないものと認められるが、入院患者の減少による減収については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、入院期間のあり方を含めた改善策の検討が必要である。他方、リハビリテーションの拡充により医業収入が増加した点は、患者家族の希望に添うものでもあり評価できる。ただし、人件費が増加する傾向にある点については、今後大きな課題となることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、改めて検討する必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取組み

脱却による退院患者数は、目標19人を大きく上回る28人であり、優れた実績を挙げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られるなど、治療・看護における一定のサービス水準が保たれていると認められ、評価できる。

各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する支援業務及び短期入院の受け入れは、いずれも積極的に取り組んでおり、評価できる。

また、在宅介護への応用も期待される新看護プログラムについては、試行を継続するとともに、新たに評価基準を策定するなど、患者家族からの期待に応え、積極的な取組みが行われており、評価できる。今後は、効果の検証と実施方法の検討を進めるとともに、在宅介護への普及方法について、検討する必要がある。

広報活動、学会発表件数及び高度先進医療機器の外部検査の受託件数は、いずれも努力が認められる。

委託病床の拡充については、近畿地区は泉大津市立病院（大阪府泉大津市）を委託病院先として決定の上、平成25年1月4日に8床により開設し、4月1日から16床への増床を行うなど、着実に推進しており、評価できるが、関東地区については、入札を行ったが委託先が決まらず、引き続き調査を実施しているが、希望病院が現れない状況である。応札病院を確保することが先決であり、再度の入札に向け、鋭意調査を継続する必要がある。

○ 平成25年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）運営経費の節減に対する取組み

運営経費（委託費）について、入院患者の減少による減収については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、入院要件のあり方を含めた改善策の検討が必要である。また、人件費が増加する傾向にある点については、今後大きな課題となることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、改めて検討する必要がある。

（2）サービス水準の向上に対する取組み

脱却による退院患者数は、目標の19人を大きく上回る30人であり、優れた実績を上げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られるなど、治療・看護における一定のサービス水準が保たれていると認められ、評価できる。

各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する支援業務及び療護短期入院の受け入れは、いずれも積極的に取り組んでおり、評価できる。

また、在宅介護への応用も期待される新看護プログラムについては、引き続き試行を継続するとともに、新たに策定した新看護プログラム評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行い、療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部の導入を決定するなど、積極的な取り組みが行われており、評価できる。

広報活動、学会発表件数及び高度先進医療機器の外部検査の受託件数は、いずれも努力が認められる。

委託病床の拡充については、近畿地区は平成25年1月4日に8床により開設した泉大津市立病院（大阪府泉大津市）が、4月1日から16床への増床を行い、5月末に満床となるなど、着実に推進しており、評価できる。

一方、関東西部地区については、引き続き調査を実施しているが、希望病院が現れない状況である。委託先病院の選定に向けた方策を再度検討の上選定を行うことが必要である。

○ 平成26年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）運営経費の節減に対する取組み

運営経費（委託費）について、入院患者の確保については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、入院要件の見直しを含めた対応策の検討が必要である。また、人件費については、看護師の確保等を図ることにより、今後増加する見込みであることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、引き続き検討する必要がある。

（2）サービス水準の向上に対する取組み

脱却による退院患者数は、目標の19人を上回る21人であり、優れた実績を上げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られるなど、治療・看護における一定のサービス水準が保たれていると認められ、評価できる。

各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する支援業務及

び短期入院の受け入れは積極的に取り組んでおり、評価できる。

また、在宅介護への応用も期待される新看護プログラムについては、療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部を導入するなど、積極的な取り組みが行われているほか、在宅介護を行う家族に対する支援として、療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVDを制作したことは評価できる。

広報活動については、各療護施設の職員に加え、NASVA本部並びに各主管支所及び支所の職員との連携により、病院、損保会社、被害者団体等への働き掛けを強めた取り組みを行うなど、努力が認められる。

関東西部地区での委託病床の拡充については、病院の現状調査等を踏まえつつ、委託先病院の選定に向けた入札手続きを進めることが必要である。

なお、既存の療護施設（療護センター4、委託病床3）は、優れた治療実績を挙げ順調な運営がなされており評価できる。

○ 平成27年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）運営経費の節減に対する取り組み

運営経費（委託費）について、入院患者の確保については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、入院要件の見直しを含めた対応策の検討が必要である。

また、人件費については、看護師の確保等を図ることにより、さらに増加する見込みであることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、引き続き検討する必要がある。

（2）サービス水準の向上に対する取り組み

脱却による退院患者数は、目標19人を上回る20人であり、優れた実績を上げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られるなど、治療・看護における一定のサービス水準が保たれていると認められ、評価できる。

各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する支援業務及び療護短期入院の受け入れは、いずれも積極的な取り組みを行い、評価できる。

また、在宅介護への応用も期待される療護看護プログラム（新看護プログラム）については、取り組みの定着に向け、教育用マニュアルを策定するなど、積極的な取り組みを行い、評価できる。

広報活動については、積極的に対応しているが、今後もこうした広報活動をより効果的かつ効率的に行い、情報を得られないことにより、公平な治療機会が損なわれることのないよう、引き続き取り組んでいく必要がある。

関東西部地区での委託病床の拡充については、湘南東部総合病院に委託先を決定し、平成28年5月から患者の受入を開始する等、評価できる。

以上、療護施設については、優れた治療実績を挙げ順調な運営がなされており評価できる。

○ 平成28年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）運営経費の節減に対する取り組み

運営経費（委託費）について、入院患者の確保については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、円滑な入院手続きの実施等、より効率的な運用を図る必要がある。

また、人件費については、看護師の確保等を図ることにより、今後増加する見込みであることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、引き続き検討する必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取組

脱却による退院患者数は、目標の19人を上回る30人であり、優れた実績を上げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、治療改善効果が認められるなど、治療・看護における一定のサービス水準が保たれていると認められ、評価できる。

また、各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する様々な相談・案内などの支援業務は前年度とほぼ同数の10,509件となり、在宅の重度後遺障害者及び介護を行う家族が療護センターの施設を活用し成果を受益する上で有効と認められる短期入院の受け入れも1,933人日、前年度比16.4%の増と、いずれも積極的な取組みを行い、評価できる。

在宅介護への応用も期待される療護看護プログラム(新看護プログラム)については、取り組みの定着に向け、教育用マニュアルに基づく看護師の教育を推進するなど、積極的な取組みを行い、評価できる。

広報活動については、各療護施設の職員に加え、NASVA本部並びに各主管支所及び支所の職員との連携により、病院、損保会社、被害者団体等への働き掛けを強めた取組みを行うなど、積極的に対応した。

今後もこうした広報活動をより効果的かつ効率的に行い、情報を得られないことにより、公平な治療機会が損なわれることのないよう、引き続き取り組んでいく必要がある。

地域医療への貢献として、学会発表件数は、目標の31件を上回る34件の研究成果の発表を行い、高度先進医療機器の外部検査の受託件数は、療護センターと同様の機器を有する病院が増えている状況の中、目標を11%上回る11,085件を受託し、評価できる。

委託病床の拡充については、関東西部地区において、湘南東部総合病院に委託先を決定し、平成28年5月から患者を受け入れた等、評価できる。また、自動車事故による遷延性意識障害者のための回復に向けた治療・看護・リハビリテーションに係る調査・研究を行うと共に、脳神経外科医等の医療スタッフの人材育成支援を目的とする「一貫症例研究型委託病床」について、次年度の公募に向け、委託基準等の策定を行うなど、評価できる。

以上、療護施設については、優れた治療実績を挙げ順調な運営がなされており評価できる。

2) 次期中期目標期間における見通し

機構の業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。

(中期計画)

イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

療護センターの運営委託費のコスト要因については、毎年度、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を行った。また、委託病床については、平成25年度に委託先病院における委託病床に係る収支状況について、個別の調査を実施した。また、センター長等会議において、必要な医療水準を維持しつつ、収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請した。

2) 次期中期目標期間における見通し

機構の業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。(再掲)

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。

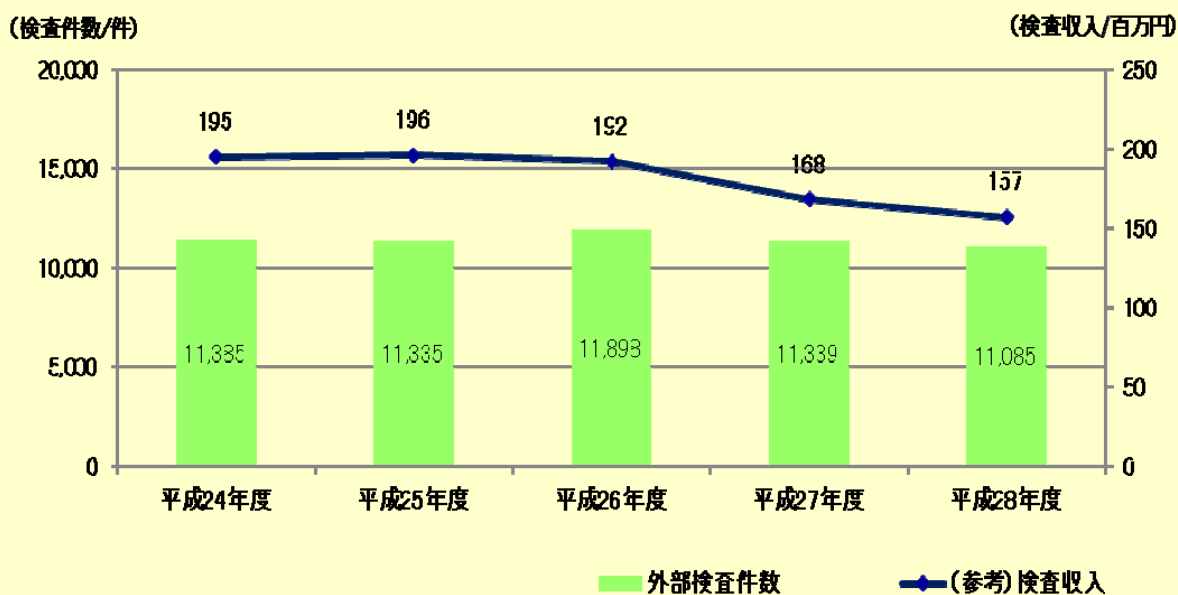
(中期計画)

ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

各療護センターにおいては、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、年度平均11,408件の外部検査を受託し、年度平均182百万円の収入を得た。

○ 高度先進医療機器の外部検査の実績



2) 次期中期目標期間における見通し

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

ア 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率 90 %以上を確保する。

(中期計画)

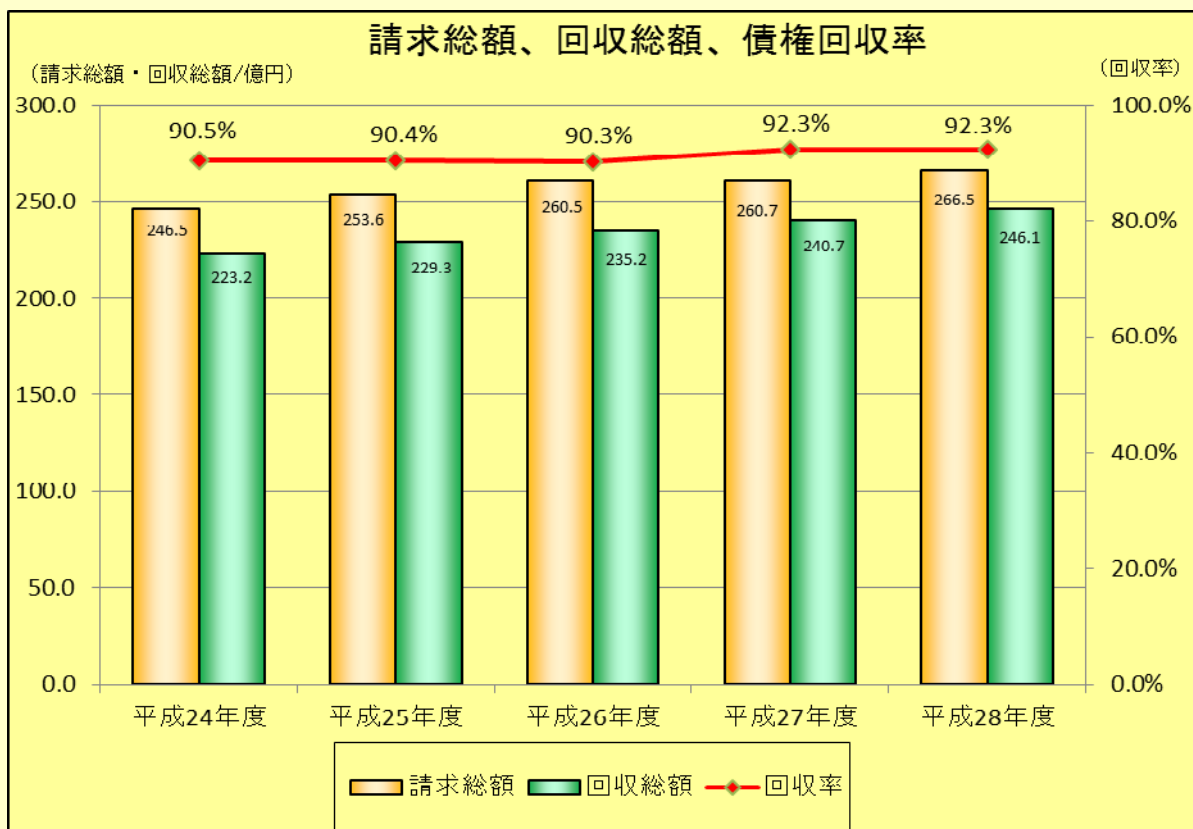
ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標における見通し

1) 中期目標期間における取組み

債権管理規程に基づく適正な債権管理及び以下の取組みにより、中期目標期間の年度毎の回収率 90%以上を確保した。

- 1) 平成27年度に延滞金減免制度の導入や適正な返還を促進させるため、貸付利用者が満20歳に達した時に、貸付利用の事実を貸付利用者本人に伝えることを盛り込んだ規程改正を行い貸付利用者本人に対し、通知等を実施した。
- 2) 貸付利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう債権管理を行うため、債権管理規程に基づき債権を分類して早期折衝に取り組んだ。
- 3) 精神的支援として推進している「友の会」活動よって、会員とNASVAとの結びつきが深まり、債権の適正な管理の面で効果を発揮している。



2) 次期中期目標期間における見通し

○債権管理規定等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率を90%以上確保する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

(中期計画)

イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標における見通し

1) 中期目標期間における取組み

債権管理委員会において貸付債権の評価及びリスクに応じた適正な引当金の計上について審議し、その結果をホームページで公表した。

〈各年度の実績〉

平成 24 年度分

(単位：千円)

債権の区分 ※	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	4,925,686	99.8%	4,915,835	0.2%	9,851
貸倒懸念債権	5,193,302	56.7%	2,944,602	43.3%	2,248,700
破産更生債権等	338,048	0%	0	100.0%	338,048
合 計	10,457,036	75.2%	7,860,437	24.8%	2,596,599

※貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理。以下同じ。

平成 25 年度分

(単位：千円)

債権の区分	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	4,400,559	99.8%	4,391,758	0.2%	8,801
貸倒懸念債権	5,173,330	56.1%	2,902,238	43.9%	2,271,092
破産更生債権等	333,247	0%	0	100.0%	333,247
合 計	9,907,136	73.6%	7,293,996	26.4%	2,613,140

平成 26 年度分

(単位：千円)

債権の区分	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	3,869,024	99.8%	3,861,286	0.2%	7,738
貸倒懸念債権	5,168,214	55.4%	2,863,191	44.6%	2,305,023
破産更生債権等	317,356	0.0%	0	100.0%	317,356
合 計	9,354,594	71.9%	6,724,477	28.1%	2,630,117

平成 27 年度分

(単位：千円)

債権の区分	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	3,437,562	99.8%	3,430,687	0.2%	6,875
貸倒懸念債権	5,070,886	54.1%	2,743,349	45.9%	2,327,537
破産更生債権等	313,370	0.0%	0	100.0%	313,370
合 計	8,821,818	70.0%	6,174,036	30.0%	2,647,782

平成 28 年度分

(単位：千円)

債権の区分	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	3,012,550	99.8%	3,006,525	0.2%	6,025
貸倒懸念債権	4,969,347	53.5%	2,658,601	46.5%	2,310,746
破産更生債権等	310,347	0.0%	0	100.0%	310,347
合 計	8,292,244	68.3%	5,665,126	31.7%	2,627,118

2) 次期中期目標期間における見通し

債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

ウ このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。

- (i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握
- (ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底
- (iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化
- (iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減

エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。

(中期計画)

ウ 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。

また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。

エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標における見通し

1) 中期目標期間における取組み

○ 貸付の減少要因や需要把握などの分析や貸付制度の周知徹底、債権管理・回収の強化、業務運営等の見直しによるコスト削減などについて以下のような取組みを実施した。

1) 貸付の減少要因や需要把握などの分析

平成25年度に貸付の減少要因の分析及び需要の把握、債権管理・回収コストの要因分析を行い、国土交通省等と検討会を開催し、今後の貸付業務のあり方を「NASVA交通遺児等貸付の今後のあり方について」として取りまとめを行い、以下の取組みを実施した。

(1) 貸付制度の周知徹底

- ・本部において損害保険協会等に対する周知依頼を行うとともに、主管支所等による市町村等への働きかけにより、広報誌への掲載やNASVA広報動画の放送等が行われた。
- ・交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会、「自助グループ運営・連絡会議」、「交通事故で家族を亡くした子どもの支援」に関するシンポジウム等、内閣府主催の各種会議の場を活用し、貸付制度の周知を実施した。
- ・一般向け周知活動として、『ナスバギャラリーIN東京』を東京メトロの駅構内において開催し、交通遺児等による友の会コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品の展示により、介護料受給者（自動車事故により重度後遺障害を負った方）、交通遺児等（保護者が自動車事故により死亡又は重度後遺障害を負った児童）の支援について情報を発信した。



(2) 債権管理・回収の強化及びコスト削減

- ・延滞のある債務者に対して、折衝率を定めて早期折衝を行うとともに、平成26年度から導入したコンビニエンスストアを活用した返還収納方法により利便性の向上が図られた。
 - ・事故対策事業推進員の適正配置を進め、10名分のコストを削減した。
- 利用者ニーズを踏まえた制度の実施に向け、貸付金額2万円を2万円又は1万円の選択制に、また、貸付金返還期間20年固定から原則20年とするほか、延滞金減免制度の導入など必要に応じた規程改正を行った。

2) 次期中期目標期間における見通し

- ・貸付制度の周知を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

④ 業務全般

(中期目標)

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。

(中期計画)

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。

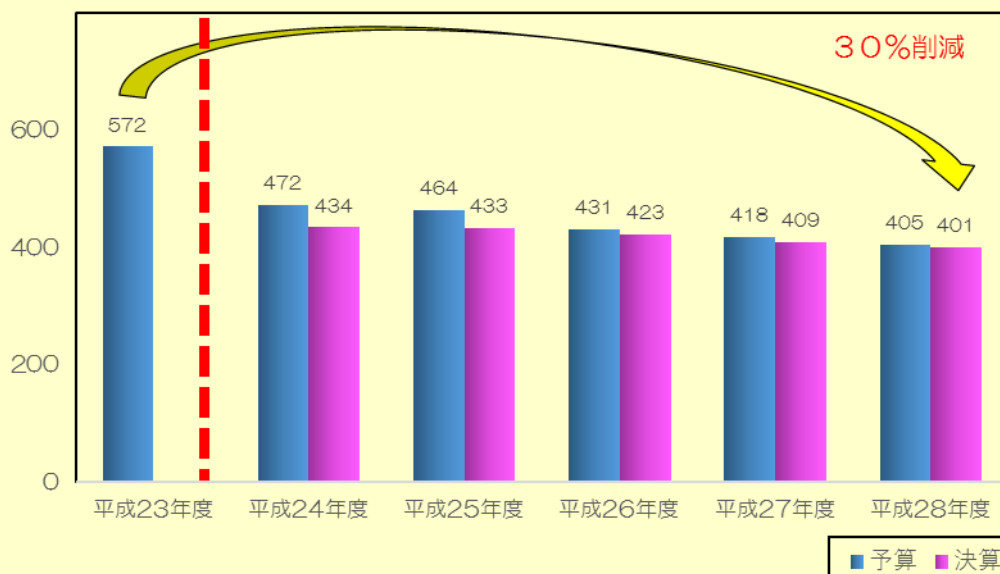
◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成23年度比で30%の額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成23年度比で13%の額を削減した。

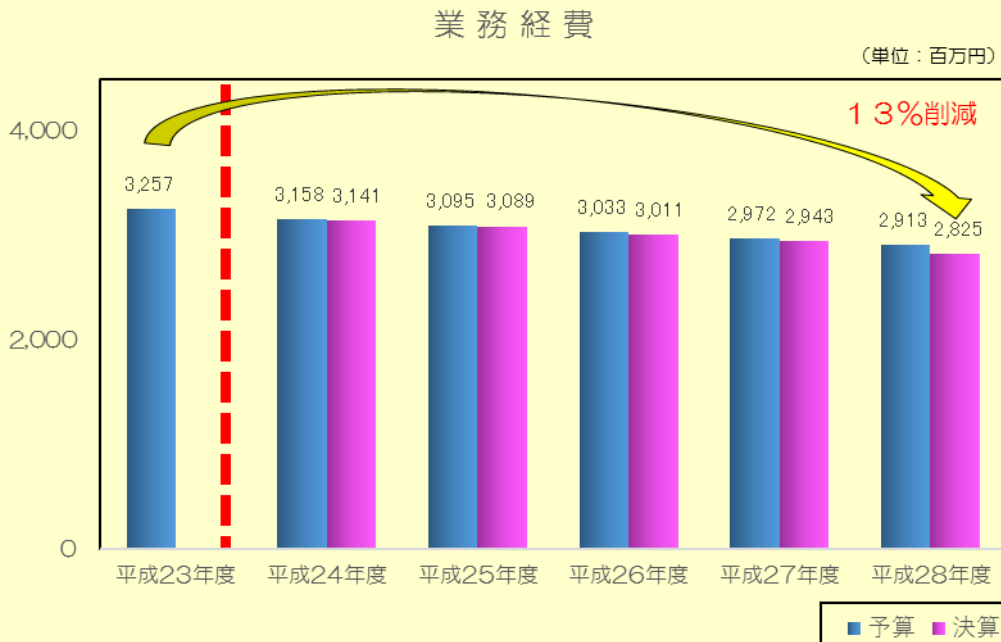
○ 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、調達等合理化計画の策定等による業務運営の効率化を推進した結果、中期目標期間の最終年度（平成28年度）において目標を上回る平成23年度（前中期目標 期間最終年度）比30%の削減を達成した。

一般管理費

(単位：百万円)



- 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、調達等合理化計画の策定等による業務運営の効率化を推進した結果、中期目標期間の最終年度（平成28年度）において目標を上回る平成23年度（前中期目標期間最終年度）比13%の削減を達成した。



◎ 次期中期目標期間における見直し

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で15%以上削減する。

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で10%以上削減する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P103参照）における効率化計数（一般管理費0.97/年、業務経費0.98/年）に基づき、一般管理費及び業務経費について削減することとした。

(中期目標)

イ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

(中期計画)

ウ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実による競争性及び透明性の確保を図ったことにより、契約金額の総額に対する一般競争入札等の占める割合が平成23年度(前中期目標期間最終年度)に比べ、平成28年度は0.8%増加した。

○ 契約件数及び契約金額の状況

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	
一般競争入札等	一般競争入札	61	10.8	56	7.7	55	11.5	54	11.7	76	14.8	95	14.9
	うち総合評価入札方式	4	4.1	6	3.1	2	0.3	3	1.6	4	4.1	3	3.3
	競争性のある随意契約 (企画競争、公募)	30	4.3	28	6.1	28	4.6	22	3.6	21	4.5	15	3.5
競争性のない随意契約	78	30.2	80	32.4	80	32.9	78	33.5	83	34.0	94	35.6	
合 計	169	45.3	164	46.2	163	49.0	154	48.8	180	53.3	204	54.0	

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 競争性のない随意契約の内訳

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
事務所賃貸料(本部及び50支所)	54	544	53	532	52	547	55	547	55	548
事務所清掃業務	4	8	4	8	4	8	4	8	6	11
事務所移転に伴う原状回復工事	1	3							2	12
事務所設備工事							1	7	5	22
基幹サーバーの更改							1	11		
ネットワークサービス									3	14
ネットワークセキュリティサービス							1	43	3	31
ウェブサイトのセキュリティ強化							1	1		
事務機器(リース期間満了に伴う)の撤去・解体作業			1	2						
財務会計システム機能改修					2	9			1	5
会計監査業務									1	5

財務諸表官報掲載料	1	2	1	2	1	2				
機構車自動車保険契約					1	3				
自動車アセスメント試験車両購入	13	58	12	58	8	53	8	43	7	36
自動車アセスメント試験のデモンストレーション									1	8
指導講習用テキストの増刷、保管及び発送							1	19		
適性診断システムの再リース			1	6						
療護センター等運営委託費	7	2,624	8	2,681	8	2,722	9	2,702	9	2,798
療護センター医療機器の更新					1	4			1	70
弁護士委任料					1	2				
債権管理システムの改修							2	15		
合 計	80	3,240	80	3,289	78	3,350	83	3,395	94	3,559

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

中期目標期間において、以下をホームページに掲載し、情報公開の充実を図った。

1. 落札結果等の公表

一般競争入札結果の公表（平成24年4月分～平成29年3月分）
 随意契約の公表（平成24年4分～平成29年3月分）

2. 随意契約見直し計画の公表

随意契約見直し計画のフォローアップ（平成24年度・平成25年度）
 競争性のない随意契約に係る契約情報（平成24年度～平成28年度）

3. 公益法人への支出状況等の公表

公益法人等への契約による支出状況（平成24年度～平成28年度）

4. 契約監視委員会による「契約の点検・見直し等」結果の公表

「契約の点検・見直し等」結果（平成24年度～平成28年度）

5. 調達等合理化計画の公表

調達等合理化計画（平成27年度～平成28年度）
 調達等合理化計画の進捗状況に関する自己評価結果（平成27年度～平成28年度）

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」を平成21年12月に設置し、競争性のない随意契約等について点検・見直しを行い、また「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき平成27年度及び平成28年度に係る調達等合理化計画及び同計画の進捗状況に関する自己評価の際の同委員会による点検結果をホームページに掲載し公表した。

○ 個々の契約における監事・会計監査人（監査法人）のチェックについて

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行った。

監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われた。会計監査人による監査は、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び

有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われており、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとして、毎年2～3主管支所において監査が行われた。

なお、今中期計画期間中、監事及び会計監査人から特段の指摘は受けていない。

2) 次期中期目標期間における見通し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 内部統制のための取り組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

(1) 契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

(2) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、今中期計画期間中においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

(3) 総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に8～9名任命することとし、総合評価委員会においては、

- ① 評価項目及び得点配分の決定
- ② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定を行っている。

(4) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3名以上（本部

においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。) 任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
 - ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
 - ③ 提案書の特定
 - ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項
- について審査を行っている。

(5) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 1者応札・1者応募に係る改善方策について

平成22年6月の随意契約見直し計画に基づき、以降の契約については、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1者応札・1者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下の具体的な改善方策を進めている。

(1) 公告期間等の十分な確保

1者応札・1者応募に係る対策の一環として、平成21年2月より公告期間等の十分な確保を図っている(公告期間は、規定上は国と同様の10日間以上であるが、単純な物品購入等を除き、原則として20日間以上に設定)。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。さらに、専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を十分に確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

(2) 競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定している。

(3) 仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載している。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社としている。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高める。また、入札参加希望者

からの質問に対しては随時回答している。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととしている。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考としている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

当機構における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しているが、今中期計画期間中において、再委託のための書面が提出されたことはない。

○ 調達等の合理化に向けた取組

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、平成 27 年度より調達等合理化計画を定め、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に向けた取り組みを進めている。

【参考】平成 28 年度調達等合理化計画（抜粋）

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成 28 年度については、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めることとする。

(1) 企画競争による場合の事前検証の徹底

「競争性のある随意契約」に区分される企画競争は、複数の事業者から業務に関する提案を受けることで競争性を確保する契約であるが、価格による競争の要素が含まれない随意契約であることから、この調達方法を探ろうとする案件について、事前に適正契約検証チーム（総括責任者は理事（経理担当））により、それが真に適切かつやむを得ないといえるか検証を実施する。

【適正契約検証チームによる検証実施件数】

(2) 一者応札の見直し

一者応札の解消については、「1 者応札・1 者応募に係る改善方策について」を定め複数の競争参加となるよう積極的に取り組んでいるところである。該当案件の中には、地理的要因や、企業側の理由（人員又は技術力の不足等）によりやむを得ず発生してしまうものも一定程度あると考えられ、競争入札が形骸化していると認められる案件もある。よって、競争参加者を増加させる等の改善策を講じたにも関わらず、平成 27 年度に引き続き、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件については、決算検査報告に基づく会計検査院の所見を踏まえ、適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行する。

なお、発注者側の取組により改善が期待できる部分もあると考えられることから、一般競争入札を実施する場合にあっては、競争参加者を増加させるため、以下の環境改善のための取組について引き続き実施する。

- ① 仕様書の明確化、発注単位等の見直し、公告時期の前倒し
- ② 申込したが応札しなかった事業者に対する理由の聴取・要因分析

【適正契約検証チームによる検証実施件数・取組内容】

(3) 調達グループ（支所）を超えた一括調達

汎用的な物品・役務等の調達においては、スケールメリットの活用や事務の省力化を図る観点から、支所等において少額随意契約を実施しているものについて、取りまとめて一括調達を実施する。

また、調達数量等を拡大した場合の受注可能な事業者、配送場所、取りまとめ支所等の決定、及び経済性のメリット等の事前調査を行い、引き続き品目等の拡大についても検討する。

【一括調達の実施件数・取組内容】

(4) 障害者就労施設等への優先調達

自動車事故による被害者を支える業務を推進している機構として、障害者就労施設等からの物品等の調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（H25.4.23 閣議決定）」に即して定めた調達方針に基づき、障害者就労施設等への発注拡大に向け積極的に推進する。

【障害者就労施設等からの調達件数、金額】

(5) 物品等調達におけるオープンカウンター方式の試行

少額随意契約の範囲内である調達案件において、更なる競争性の向上・透明性の確保を図る観点から、見積参加を広く募るオープンカウンター方式による調達実施要領を策定する。

当該実施要領の策定に当たっては、本部において、具体的な調達案件の試行を行うこととする。

【実施要領の策定・試行内容】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に適正契約検証チームに報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急止むを得ないと認められる場合は、事後に報告を行うこととする。

【適正契約検証チームによる点検実施件数】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、これまで予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、会計内部監査を定期的実施しており、是正改善の措置が必要と認められた場合には、速やかに監査対象箇所の長に対して、その措置をとることを要求し徹底した改善に努めることにより、会計規程等の遵守を通じ、不祥事の発生の未然防止を図っている。

会計内部監査については、監査実績等を踏まえ監査員による監査方法の共有化を図り、重点的に行う監査項目を定めるなど効果的な会計内部監査を実施する。

また、経理事務担当職員を対象とした研修課題に不祥事事案を盛り込み、職員の不祥事防止のための意識醸成を図る。

【会計内部監査の実施件数・取組内容】

(3) 職員のスキルアップ

一層複雑化・専門化している調達業務について、人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、会計規程及び会計システムの改定等に応じてマニュアルの整備を行い、経理事務担当職員を対象とした研修等を実施する。また、会計内部監査を活用し支所職員へ調達等の合理化に係る指導や情報交換等を通じて、職員のスキルアップを図る。

【経理事務担当者研修の実施回数・取組内容】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環

として、年度終了後に実施し、自己評価結果を国土交通大臣に報告し、国土交通大臣の評価を受ける。国土交通大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（経理担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等の合理化に取り組むものとする。

総括責任者 : 理事（経理担当）
副総括責任者 : 企画部長、経理部長
メンバー : 総務Gマネージャー
 企画Gマネージャー
 会計Gマネージャー
 講習・診断・開発Gマネージャー
 企画調整Gマネージャー
 その他副総括責任者が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

（中期目標）

ウ 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

（中期計画）

エ 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

1) 26年度以前からの取組

- 役職員に対するミッション（中期目標含む）については、理事長の強力なリーダーシップの下、全国支所長会議や職員研修等機会ある毎に、ミッションの趣旨・内容の周知を徹底するなど、組織全体として取り組むべき重要な課題として浸透させた。
- 支所の職場環境の把握、職員とのコミュニケーションを図るため、理事長の現場巡視を行い、業務遂行上の課題やサービス向上のための新たな取組みなどの意見交換を行った。出された課題については、理事長から担当役員、担当部長を通じ、具体的な取組について指示がなされた。
- リスク（阻害要因）管理については、原則、毎月2回開催している理事会（監事も出席）において業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況の把握、達成にリスクがないか洗い出しを行うなど、機構の業務運営に関する重要事項を審議・決定し、又は報告を受け、ミッション達成のために取り組んできた。また、理事会資料、議事概要については、理事会終了後速やかに本部職員の他主管支所を通じ全職員に情報提供し、共有化を図った。
- ミッションを果たすために必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールの活用により、全職員が閲覧可能になっているほか、支所における地域情報についても、随時イントラネットに掲載されており、本部・支所間、支所・支所間における情報共有が円滑に行われている。
- 内部統制のモニタリングのため本部及び全国支所への監事監査を実施しており、監査結果については理事長に報告し、リスク管理の徹底及び前年度の監査結果に対する対応状況のフォローアップなど、業務改善・サービス改善に役立っている。
- さらにコンプライアンスの強化を着実に推進するため、平成21年度にコンプライアンス委員会で策定した、具体的な取組に関する基本方針及びコンプライアンス実践マニュアルを職員へ周知・徹底し、これらの取組により、コンプライアンス意識の維持・高揚を図った。

2) 27年度以降の取組

- 業務運営方針（NASVAWAY2013）の共有化を図るべく、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知徹底を図った。また、当該業務運営方針を要約した「行動指針」のパネルを引き続き本部及び全支所に掲示し、当該「行動指針」のカードを役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長会議等で行動指針の唱和を行い、周知徹底を図った。
- 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握した。また、引き続き、理事会議事概要を理事会資料とともに全職員に情報提供し共有化を図っている。
- 会計内部監査（23箇所）、個人情報保護等重要業務リスクの顕在化を防止するためのリスクアプローチ型業務内部監査（11箇所）を実施するとともに、監事監査（19箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。
- 1) 26年度以前からの取組に加え、平成27年4月の改正独立行政法人通則法の施行に対応して設置した、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会の開催並びに内部監査室による業務監査の実施等、内部統制の充実・強化に努めた。
 - ①コンプライアンス委員会では、「コンプライアンス実践・推進状況のチェック」結果を報告するとともに、遵守できていない事項については、各所属長を通じて注意喚起等を行った。また、コンプライアンス実践マニュアルについて、環境の変化に伴う改正等所要の見直しを行った。
 - ②リスク管理委員会では、各部・室から提出された業務上のリスクに対し、分析・評価を行った上で対応策を決定し、また特に重要なリスクを選定し定期的な自己点検を実施することとした。これに基づき、本部の部長及び主管支所長等が改善に向けたモニタリングを実施した。
 - ③情報セキュリティ委員会・個人情報の適切な管理のための委員会合同会議では、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成28年版)」を踏まえた関係規程の一部改正案について審議し、理事会での審議・了承を経て改正し平成29年4月から施行することとした。
 - ④内部監査室では、従前から実施されている会計監査に加え、重要リスクを踏まえたリスクアプローチ型の業務監査を実施し、リスクの顕在化の防止に努めた。
 - ⑤内部統制委員会では、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会及び内部監査室の活動状況が報告等された。
- 業務運営上必要な情報を、引き続き、組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達している。
- 日本年金機構の個人情報流出事件及び政府からの注意喚起指示を踏まえ、基幹ネットワークの情報セキュリティ対策として、機構ホームページのセキュリティ対策の強化、不正アクセス・不正侵入・通信遮断システムのアップグレードなどのシステム改修を実施した。また、平成27年度に適性診断用貸出機器からの適性診断票誤印刷、第三者へのFAX誤送信、メールアドレスの誤送信等の事案が発生したことを受け、「サイバー攻撃対策の遵守6則（標的型メール対策）」及び「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」を全役職員に周知徹底を図るとともに、情報セキュリティインシデントが発生した場合に被害の最小

化及び迅速な復旧支援等を行うための会議等を開催した。さらに、平成28年6月の1ヶ月を「情報セキュリティ・個人情報保護強化月間」として指定し、職員一人一人に対してミーティング及び研修等を行うなど、情報セキュリティ及び個人情報保護意識の徹底のための取組を実施するとともに、「サイバー攻撃対策の遵守6則（標的型メール対策）」及び「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」に関する理解度チェックを行うなど、情報セキュリティの確保及び保有個人情報の適切な管理の強化のための取組を実施した。

2) 次期中期目標期間における見通し

平成27年4月の改正独立行政法人通則法の施行に円滑に対応するため、業務方法書及び内部統制規程等関係する諸規程の整備に伴い設置した、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会の開催、内部監査の実施等、内部統制の一層の充実・強化を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 安全指導業務

(中期目標)

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。
あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

(中期計画)

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。
- ② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

1) ユニバーサルサービスの確保を図りつつ、民間参入向上のための支援業務への取組み

① 民間参入の障壁の排除

民間参入の促進に向け、平成24年度に国と連携して民間団体等に対して実施した民間参入の障壁となる要因分析等のための調査結果において求められた指導講習テキスト・適性診断システムの提供及び講師等の育成などの参入希望者等のニーズに応じたNASVAならではの認定取得支援のための取組みを開始した。

(1) NASVAホームページにおける民間参入に関する情報の提供

「指導講習講師等の資格要件研修実施の案内」、「安全指導業務（指導講習及び適性診断）への民間参入の案内」、「参入に関するFAQ」及び民間参入を検討している事業者に向けた安全指導業務の概要とNASVAの参入支援を紹介した映像をホームページに掲載し、民間参入に関する情報を提供した。



(2) 要件研修の開始

認定取得に必要な要員の育成のため、「第一種講師要件研修」、「第一種カウンセラー要件研修」の要件研修を開始した。



【第一種講師要件研修】

(3) 指導講習テキスト、ナスバネットの提供

指導講習の民間参入団体に対して指導講習テキストを、適性診断の民間参入団体に対してナスバネット（適性診断システムのアプリケーション）を提供した。



【指導講習テキスト】



【ナスバネット】

こうした取組みにより、参入障壁が排除され、民間参入が一層促進される状況となっている。

② ユニバーサルサービスの確保を図りながらの民間参入支援への積極的な取組み

全国約12万の自動車運送事業者が複数の運行管理者及び運転者を抱えている中、地域によって運送事業者の運行の安全確保に差が生じることのないよう、指導講習の受講及び適性診断の受診の環境整備を行うことが必要と認識しているとともに、さらに、「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）にも指摘されているとおり、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間参入を進めることが必要とされている。

こうした中、ナスバにおいては、限りある体制の中、全国50支所の体制を活用し、ユニバーサルサービスを確保しながら、民間参入の支援についても積極的な取組を進めている。

【ユニバーサルサービス確保の実績】

（単位：人）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
指導講習	142,341	136,970	132,372	130,298	130,002
適性診断	461,733	455,561	459,164	461,138	460,105

【民間参入支援取組の実績】

○指導講習関係

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
要件研修 参加者数	53者 82人	51者 82人	58者 96人	61者 117人	65者 122人
指導講習 教材頒布数	—	19者 4,722冊	37者 13,801冊	51者 26,663冊	76者 36,174冊

○適性診断関係

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
要件研修 参加者数	24者 34人	12者 18人	33者 42人	33者 49人	32者 45人
ナスバネット 提供台数	8者 29台	27者 103台	34者 159台	46者 204台	51者 221台

【民間参入事業者数の実績】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
指導講習	7者	27者	40者	60者	85者
適性診断	14者	37者	45者	55者	69者

2) 指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善

① 指導講習教材の改訂等

運行管理者等に最新の情報を提供するため、平成24年4月28日に発生した「関越自動車道における高速ツアーバス事故」や平成28年1月15日に発生した「軽井沢スキーバス事故」を受け改正された法令や発出される通達を、指導講習教材にもれなく掲載するとともに、交通事故が及ぼす影響について運行管理者・運転者等の意識を高めるため、「被害者援護業務」の取組みを一般講習テキストに掲載するなど安全指導業務と被害者援護業務との連携を推進した。

② 適性診断の内容充実等

運行管理者等が適性診断を受診した運転者に対して、点呼時等に指導しやすいよう要点をまとめたページを作成するとともに、乗務員教育を行いやすいよう適性診断票のコメントの表示・方法等を改善した。

3) 安全対策への支援効果に関する評価度

指導講習受講者、適性診断受診者又は事業者に対して、アンケート調査を実施し、中期計画期間中の年度毎にそれぞれ4.0以上の評価を得た。

○指導講習受講者の評価度

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総合評価度	4.51	4.53	4.48	4.48	4.54

○適性診断受診者の評価度

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総合評価度	4.39	4.40	4.34	4.39	4.38

○事業者の評価度

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総合評価度	4.28	4.29	4.35	4.36	4.46

2) 次期中期目標期間における見通し

引き続き、国と連携し、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育・訓練、指導講習テキストの頒布やナスバネット（適性診断システムのアプリケーション）の提供などにより、認定取得を支援する。

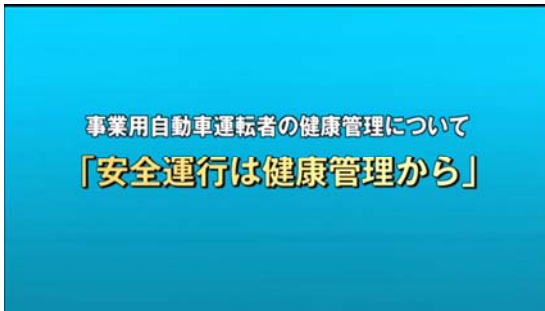
また、これまで蓄積した知見等を活かした支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数135,000冊以上、ナスバネットの提供数160,000件以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図るため、以下の取組みを行った。

【平成26年度】

- ・ 運転者の体調急変に伴う事故の増加を受け、事故防止の観点から「事業用自動車運転者の健康管理について『安全運行は健康管理から』」を制作し、指導講習で投影した。



健康起因事故の病名別運転者数

単位(人)

病名	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	合計
くも膜下出血	5	1	5	11
脳内出血	6	4	4	14
脳梗塞	0	1	4	5
脳(その他)	1	0	3	4
心筋梗塞	10	1	9	20
心不全	3	0	2	5
大動脈解離	1	0	3	4
失神	2	4	3	9
その他	11	47	13	71
合計	39	58	46	143

出典:自動車運送事業用自動車事故統計年報(自動車交通の輸送の安全にかかわる情報)(平成24年)

【平成27年度】

- ・ 国土交通省自動車局が発行している「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～」が平成27年8月に改定されたことに伴い、事故惹起者とSASとの関連性を、国と連携してNPO法人睡眠健康研究所が調査することとなり、同研究所が行う調査について、円滑に実施されるよう支援した。



- ・ さらに、慶応大学医学部等に結成されている「ドライアイ研究会」が行うドライバーに対するドライアイの測定調査に協力するとともに、事故惹起者及び高齢ドライバーに対するドライアイのデータと適性診断データの関連性の有効活用について検討を行った。一般的なドライアイは、失明につながる重篤な病気ではないものの悪化させるとVDT症候群のように慢性の頭痛や肩こり、全身の倦怠感、鬱病に至るような場合もあり、特に自動車の運転中には危険が伴い、事業用自動車の運転者の中でドライアイのある人は注意が必要であるといわれている。



【平成28年度】

- 韓国においてNASVAと同様に自賠償保険制度に立脚して自動車事故対策を実施している韓国交通安全公団より3名の教授の方々が来訪され、NASVAの業務を視察された。同公団の方々より高齢者運転者対策、運転者教育の現況及び運行管理者に対する教育などの質問を受けるとともに、それに対応する韓国における現況を教示いただくなど、有意義な意見交換等を行った。



(中期目標)

② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

(中期計画)

④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

自動車運送事業者の運輸安全マネジメント体制の構築を支援するため、コンサルティング等の事業を実施した。

○ 各支所において、積極的にトップセールス等PRを行い、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント体制の構築を支援するため、以下の事業を実施した。

① 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした安全マネジメントコンサルティングを実施した。

また、自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「安全マネジメントの浸透・定着」、「適性診断結果の活用方法」等に関する講師として、自動車運送事業者が実施する研修等に職員を派遣した。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
安全マネジメント コンサルティング	49件	31件	25件	33件	21件
講師派遣	479件	448件	459件	494件	541件
合計	528件	479件	484件	527件	562件



【実施風景】

② 安全マネジメント講習会

自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組みを支援することを目的として実施した。

なお、平成26年度からは運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーとして国土交通省の認定を受けた「ガイドラインセミナー」として実施した。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
2,395人 (87回)	2,114人 (85回)	3,015人 (97回)	2,242人 (91回)	2,255人 (89回)

③ 安全マネジメント支援ツール講習会

運行管理の新技术としてデジタル式タコグラフ、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器、アルコール検知器等の事故防止関連のツールが普及拡大している状況等を踏まえ、活用方法、健康管理方法を紹介するとともに、危険予知トレーニングによる事故防止教育手法、事故分析手法を盛り込み、営業所等において実践できる内容を加えてグループ討議などの参加型の講習会として実施した。

なお、平成26年度からは運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーとして国土交通省の認定を受けた「リスク管理（基礎）セミナー」として実施した。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1,130人 (64回)	844人 (58回)	1,275人 (66回)	1,181人 (73回)	1,249人 (72回)

④ 安全マネジメント内部監査講習会

事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的として実施した。

なお、平成26年度からは運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーとして国土交通省の認定を受けた「内部監査（基礎）セミナー」として実施した。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
720人 (52回)	758人 (50回)	995人 (55回)	931人 (61回)	944人 (64回)

⑤ NASVA安全マネジメントセミナー



運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知及び浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送安全性のさらなる向上に向けた取組に活かしていただけるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組事例、安全マネジメント支援ツールの活用等に関する講習、ISO39001の紹介等を主体とした大規模なセミナーを毎年開催した。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
822人	711人	1,034人	1,117人	1,134人

⑥ 運輸安全マネジメント評価事業

平成18年10月に施行された^{※1}「運輸安全一括法」に基づき、国土交通省が実施している運輸安全マネジメント評価は、平成21年10月からその実施対象事業者の範囲を中小規模事業者まで^{※2}拡大したことに伴い、国以外の第三者機関による評価実施が可能となったことから、NASVAは、第三者評価実施機関（第1号）の認定を受け、評価を実施している。

運輸安全マネジメント評価は、安全管理の状況等について、経営管理部門（社長、取締役等）への直接のインタビュー、文書・記録の確認等を通じ、取組みの優れている点を評価し、改善の余地のある点などを助言することで安全管理体制の更なる向上が図られることを目的とした制度であり、NASVAでは平成24年度から平成28年度までにバス・タクシー・トラックなど76事業者に対し評価を実施した。

評価については、理事長から指名を受けた安全評価員が実施している。安全評価員の育成には、国土交通省主催の研修を修了した安全評価員候補者を対象として「運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修」をNASVAが実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要なとされる知識の習得及び向上を図っている。さらに現在選任されている安全評価員に対しては、評価実施時の^{※3}OJTにより力量の維持・向上を図っている。

また、国土交通省主催の研修には適宜職員を参加させ、安全評価員候補者の確保に努めている。

※1 運輸安全一括法：運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）。

※2 実施対象事業者の拡大：安全管理規程等義務付け事業者に加え、次の事業者を加えた。

①乗合バス100両以上 ②都市間を結ぶ高速バス（乗合）及び高速ツアーバス（貸切） など

※3 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
バス	16件	11件	8件	10件	9件
タクシー	4件	2件	2件	1件	1件
トラック	0件	5件	2件	2件	3件
合計	20件	18件	12件	13件	13件



【運輸安全マネジメント評価実施風景】

2) 次期中期目標期間における見通し

- 主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

(中期計画)

⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

1) ISO 39001の管理・運用の取組み

① ISO/PC241 国際審議委員会

国際標準化機構（以下「ISO」という。）は、道路交通安全マネジメントシステムの国際規格を作成することを目的として、平成20年6月から平成24年2月まで全7回のISO/PC241 国際審議委員会（以下「国際委員会」という。）を開催した。NASVAは、日本の代表とし職員を派遣し、国際委員会に参加した。



【国際審議委員会の状況】

国際委員会では、NASVAがISO/PC241 国内審議委員会（以下「委員会」という。）で道路交通に関わる幅広い関係者から集約した意見を提案し、ISO 39001の策定に積極的に関与した。

その結果、平成24年10月にISO 39001 道路交通安全マネジメントシステムをISOが発行した。

引き続き、ISO 39001の発行後にも、ISOは定期的に国際委員会を開催し、各国におけるISO 39001の認証取得状況や安全対策について、全世界で情報を共有した。NASVAは、国際委員会に職員を派遣し、道路交通安全に係る先進的取組事例など発表した。

開催回	開催年月	開催場所
第8回	平成26年11月	アメリカ合衆国
第9回	平成27年11月	ブラジル共和国
第10回	平成28年11月	イギリス

② ISO/PC241 国内審議委員会の開催

NASVAは、平成21年5月から平成24年7月までに12回、中央大学の中條教授を委員長とする委員会を開催した。委員会では、道路交通に関わる幅広い関係者から道路交通安全の知見や教訓を収集し、集約した意見をISOに提出し、ISO 39001の策定に寄与した。

ISO 39001の発行後にも、委員会を以下の通り開催し、ISO 39001の普及・啓発状況や認証取得の効果などの情報を関係者に共有した。

開催回	開催年月
第13回	平成26年6月
第14回	平成28年1月
第15回	平成29年1月

③ 「ISO 39001 : 2012道路交通安全マネジメントシステムに関する追加要求事項 (N-RTSマネジメントシステム)」の発行

また、平成26年8月、ISO関係機関と勉強会を通じ検討し、法規制やインフラの整備が進んでいる我が国の実情に適合する具体的な安全対策として「ISO 39001 : 2012道路交通安全マネジメントシステムに関する追加要求事項 (N-RTSマネジメントシステム)」を発行した。

④ ISO 39001英和对訳版の作成

ISO 39001の原文は英語で記載されており、ISO 39001を国内で広く普及させるためには邦訳版を作成する必要があったため、NASVAは、委員会のコアメンバーによって組織された翻訳小委員会を設置し、平成25年1月に委員会を開催した。

同委員会で検討した結果を基に、一般財団法人日本規格協会が、ISO 39001の英和对訳版を作成し、平成25年4月に発行した。



【ISO 39001 英和对訳版】

⑤ 解説本の制作

NASVAは、ISO 39001の規格要求事項の解説や道路交通安全マネジメントシステムの活用例などを説明する解説本の執筆及び編者として制作に参加した。一般財団法人日本規格協会が、「ISO 39001:2012道路交通安全マネジメントシステム日本語版と解説」を平成25年10月に発行した。



【解説本】

⑥ ISO 39001紹介セミナーの開催

NASVAは、自動車運送事業者に対して、ISO 39001の認知度を向上させ、普及・啓発を図ることを目的として、平成26年度及び平成28年度にISO 39001紹介セミナーを開催した。同セミナーでは、ISO 39001の概要や認証取得の効果等を伝えた。

年度	参加者数
平成26年度	189名
平成28年度	118名

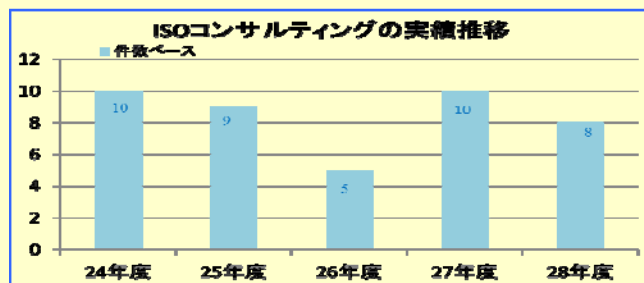
⑦ ISOコンサルティングの実施

NASVAは、平成24年度から平成28年度にISO 39001の認証取得を希望した自動車運送事業者等31社に対してISOコンサルティング(実施者:ISOコンサルタント)を実施した。

ISOコンサルティングでは、ISO 39001で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、組織が抱える道路交通安全に関するリスク及び機会の洗い出しから、それらの対策案の検討及び重点取組項目の決定に至るまでの作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法について、経営管理部門及び現場担当者に対してアドバイスした。

また、組織の事業活動が、ISO 39001の取組に統合されるように道路交通安全マネジメントシステムを構築した。

ISOコンサルティングを通じて、自動車運送事業者等の実情を把握し、ISO 39001の理解と運用上の知見を獲得した。



2) 次期中期目標期間における見通し

安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO 39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

(2) 療護施設の設置・運営

(中期目標)

機構は、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。

- ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。

(中期計画)

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム^(注4)、プライマリーナーシング^(注5)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

質の高い治療・看護を実施するため、更新計画に基づき、高度先進医療機器の更新・整備を行った。また、職場内研修を通じて治療・看護技術の向上を図った。

○ 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式に等よる質の高い看護を行った。

○ 施設及び設備に関する計画に基づき、MRI、PET等の高度先進医療機器の更新・整備を行った。

平成24年度・・・東北療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）
中部療護センターの核医学画像診断装置（SPECT）並びに
サイクロトロン電源及び制御機器

平成25年度・・・千葉療護センターの患者情報システム
東北療護センター及び岡山療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）
中部療護センターの診断支援画像ネットワークシステム

平成26年度・・・岡山療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）及びX線
画像診断装置

中部療護センターの脳磁図計（MEG）棟

平成27年度・・・中部療護センターの脳磁図計（MEG）及びX線撮影装置
 千葉療護センター及び岡山療護センターの生化学自動分析装置
 千葉療護センターの高圧蒸気滅菌装置
 東北療護センターの人工呼吸器

平成28年度・・・千葉療護センターの陽電子放出断層撮影装置（PET-CT）及び
 超音波診断装置
 東北療護センターの低温プラズマ滅菌装置
 岡山療護センターの免疫発光測定装置
 中部療護センターのFDG合成装置

○ 遷延性意識障害者に対する治療及び看護に実績のある療護センターの蓄積されたノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。

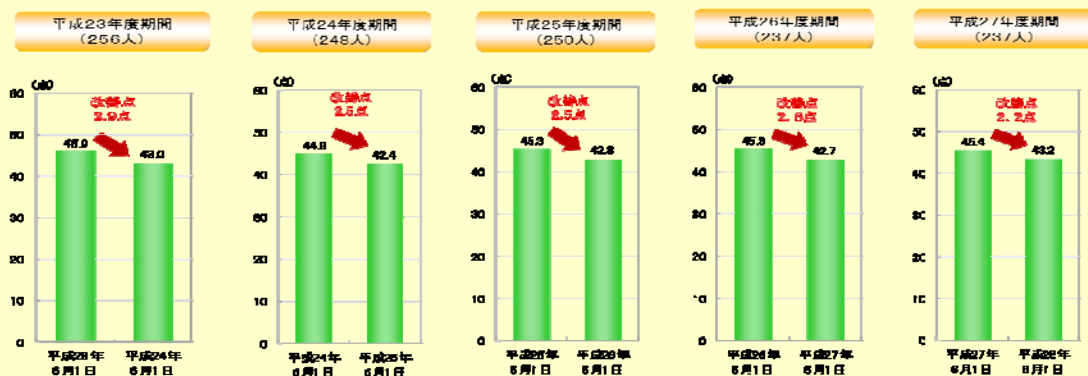
○ 各療護センターにおいては、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会や医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、療護センター特有の治療・看護技術の向上に向けた様々な職場内研修を実施した。

○ 療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価する「遷延性意識障害度評価表」（ナスバスコア）を用いた治療改善度については、毎年検討を行い、各年度末に療護施設入院患者のナスバスコアによる治療改善効果の分析結果を公表した。

分析の結果では、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」、「事故後入院までの経過期間が短いほど改善が良いこと」、「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が統計的に明らかになった。また、各年度期間中のナスバスコア平均値においても、数値の減少が認められ、治療改善効果が認められたところである。

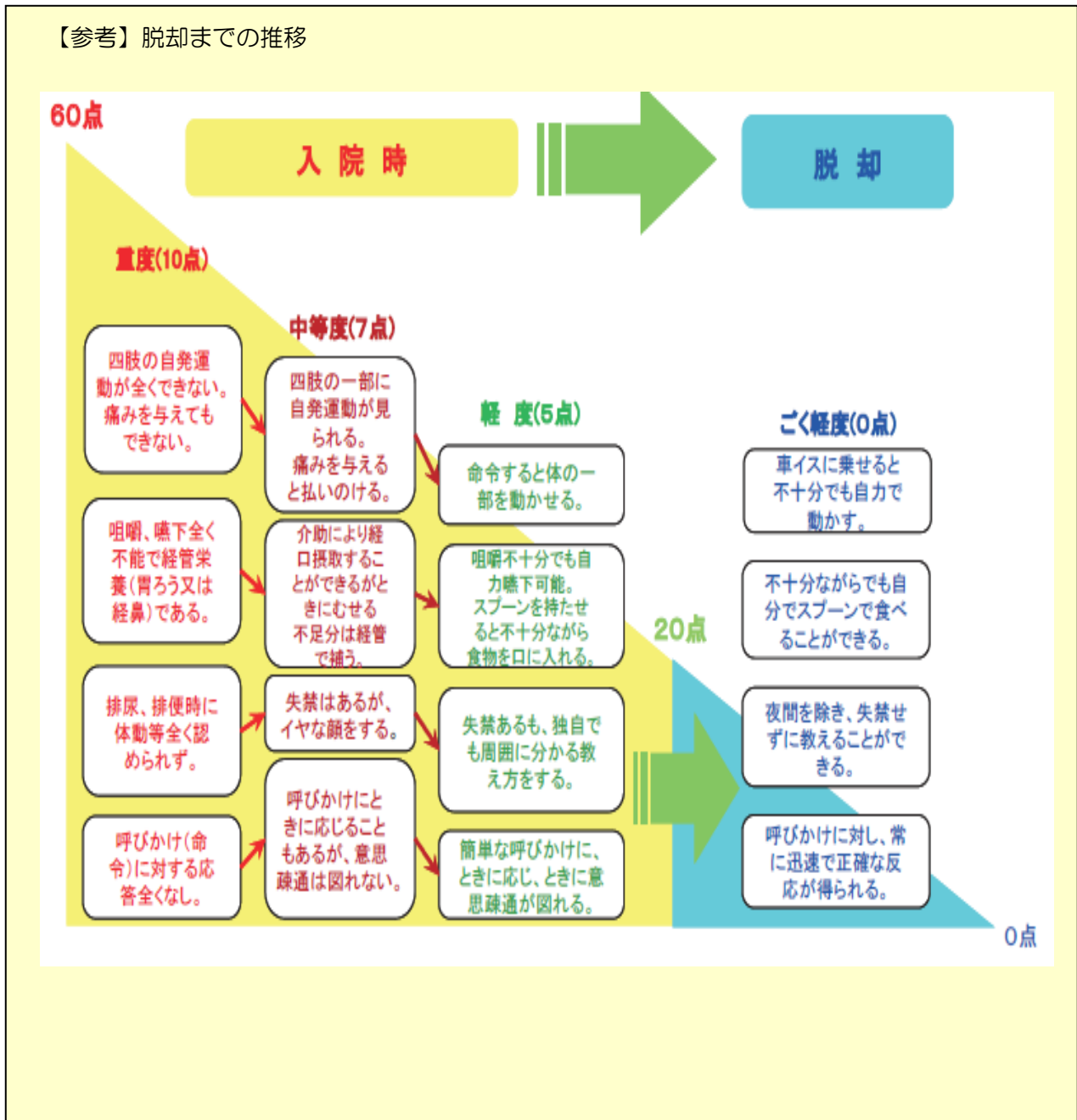
ナスバスコア平均値の改善点が年々減少していることについては、「入院時のナスバスコア及び入院時の年齢が高くなってきていること」が影響を与えているものと考えられる。

〔療護施設の年度別改善点の推移〕



※各年度期間の人数（泉大津市立病院及び湘南東部総合病院は除く）は、その年度期間中に入院及び退院した患者である。

【参考】脱却までの推移



2) 次期中期目標期間における見通し

- 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器等による質の高い治療・看護を実施する。
- 「施設及び設備に関する計画」に基づき、高度先進医療機器等の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。

(中期計画)

- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。
- ④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却^(注6)者数を95人以上とします。

(注6)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

- 療護施設機能一部委託病床では、各年度療護センター長等会議及び事務担当者会議、メディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議、看護部長等連絡会議及びリハビリ担当者連絡会議に病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。
- 一般病院に対する療護施設機能の一部委託

平成24年度

近畿地区については、泉大津市立病院（大阪府）を委託先病院に決定するとともに、委託契約を締結し、平成25年1月より遷延性意識障害者の受け入れを開始した。

また、関東地区については、入札を行ったが、委託先が決まらなかったため、25年度に再度入札を行うこととした。応札病院を確保することが先決であるため、入札参加意思のある病院探しを継続して行ったが、看護師の定着率が低く、NASVAの基準を満たすだけの増員が困難であること、及び急性期病院として地域への貢献が必要であり、病床の稼働率が高く、空床が少ないことなどの理由により、希望病院が現れなかった。

平成25年度

関東西部地区については、応札病院を確保することが先決であるため、入札参加意思のある病院探しを継続して行ったが、看護師の定着率が低く、NASVAの基準を満たすだけの増員が困難であること、及び急性期病院として地域への貢献が必要であり、病床の稼働率が高く、空床が少ないことなどの理由により、希望病院が現れなかった。

平成26年度

関東西部地区については、応札病院を確保することが先決であるため、入札参加意思のある病院探しを継続して行った。

平成27年度

関東西部地区については、入札参加意思のある病院が見つかったため、委託先病院を募集するための入札公告を行い、「委託病床に係る総合評価委員会」の審議を経て、湘南東部総合病院（神奈川県茅ヶ崎市）を委託先病院と決定し、委託契約を締結した。

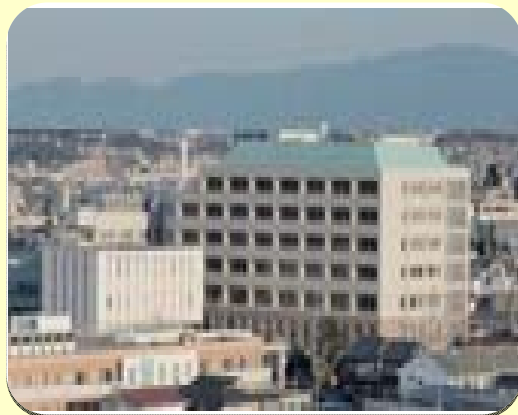
平成28年度

湘南東部総合病院においては、平成28年5月より遷延性意識障害者の受入を開始した。

また、自動車事故による遷延性意識障害者のための回復に向けた治療・看護・リハビリテーションに係る調査・研究を行うと共に、脳神経外科医等の医療スタッフの人材育成支援を目的とする「一貫症例研究型委託病床」について、次年度の公募に向け、委託基準等の策定を行った。

◇療護施設機能病床委託病院

泉大津市立病院



湘南東部総合病院

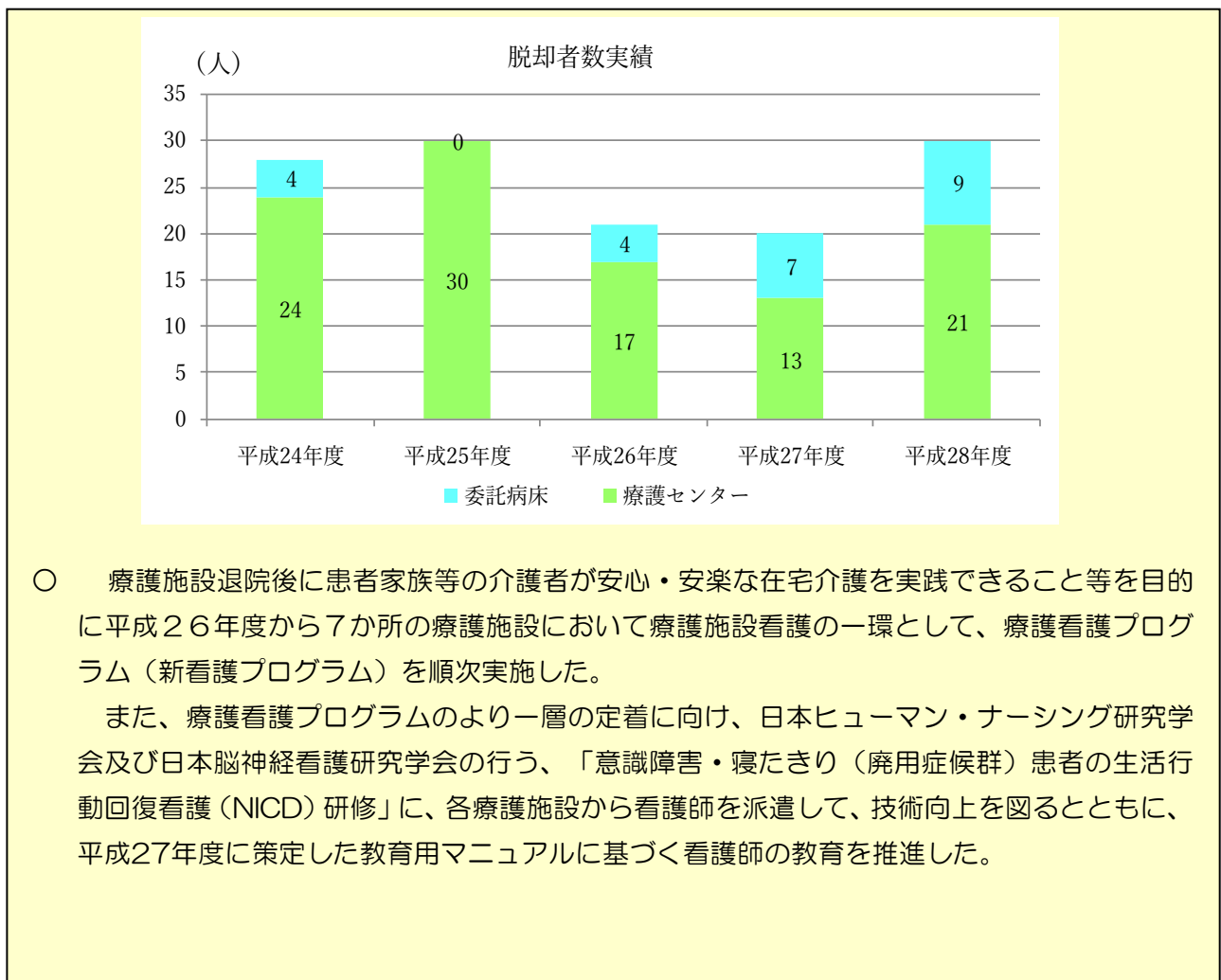


- 療護施設においては、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式による質の高い看護を行い、その運営方針、治療技術等の各種情報を療護施設機能一部委託病床を含む他の療護施設と共有し、質の高い治療・看護の実施を行った。

また、地理的要因や既存病床の利用状況を踏まえて、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置した。

さらに東北療護センターにおいては、起立・立位保持訓練の効率化を図る等の新たな独自の取り組みのため、自立動作支援ロボットスーツ「HAL」を導入するとともに、中村記念病院においてもリハビリに活用している。

以上の取り組みにより中期目標期間の目標値を上回る脱却者数（計129人）となった。



2) 次期中期目標期間における見通し

- 療護施設機能一部委託病床においては、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- 療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。
- 療護施設においては、質の高い治療・看護を実施することにより治療効果を高め、療護看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を116人以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。

(中期計画)

- ⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

公平な治療機会を確保するため、病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対し療護施設の確実かつ効果的な周知を行うとともに、被害者と直接の接点を持つ損害保険会社の支払い担当部署に対し、協力依頼の働きかけを行った。

- 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を行った。特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を行った。

また、被害者家族団体の総会及び学習会等に参加し、療護施設の周知を行った。

さらに、主管支所・支所では、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部署に対し、被害者への周知について協力依頼を行った。

2) 次期中期目標期間における見通し

療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

(中期計画)

- ⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー^(注7)等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

(注7)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

地元大学等と連携し、年31件以上の研究発表を行うとともに、委託先病院、短期入院協力病院等のスタッフに対して実務研修を実施し、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を行った。また、在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を行った。

- 地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、年度平均34件の研究成果を発表した。

平成24年度・・・36件
平成25年度・・・33件
平成26年度・・・35件
平成27年度・・・31件
平成28年度・・・34件

- 短期入院協力病院及び短期入所協力施設スタッフに対して実務研修を実施し、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において活用する観点から、治療・看護技術の普及活動を積極的に行った。

(短期入院協力病院等に対する実務研修の実績)

平成24年度・・・17病院 28人
平成25年度・・・21病院2施設 32人
平成26年度・・・21病院2施設 37人
平成27年度・・・24病院5施設 50人
平成28年度・・・21病院2施設 37人

短期入院協力病院及び短期入所協力施設に対する実務研修プログラム

項 目	内 容
全体	<ul style="list-style-type: none"> 短期入院の流れ、入退院の方法 1日の患者プログラム 看護計画、看護記録の作成方法 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"> 口腔ケア、清潔ケアの仕方 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 介護器具、補助具等の使い方 入浴の仕方
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護者へのアドバイス 負担の軽減方法、医療者との連携など 家族のニーズの把握

- 中部療護センターに開設した「連携大学院※」については、平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、24年度2人、26年度1人、28年度1人の合計7人が入学し、28年度までに1人が修了。日本意識障害学会及び日本脳神経外科学会の場において、研究成果の発表を行った。

※ 「連携大学院」とは、大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。

- 在宅介護者等にする支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーが相談や問い合わせに対応し、転院先情報の提供、在宅介護に向けた援助等を積極的に行った。

なお、退院後の患者家族による介護に関することについては、メディカルソーシャルワーカーや看護師等の持つケア知識、ノウハウ等のアドバイスを受け、情報提供を行っている。

また、患者家族に対し、よりきめ細やかに対応するため、平成28年度より各療護センターにおけるメディカルソーシャルワーカーの体制を強化した。さらに、療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介したDVD「療護施設での看護と在宅介護に向けて」を作成し、介護料受給者及び被害者団体へ送付するとともに、NASVAホームページにおいても閲覧可能とした。

機関誌「ほほえみ」には、「NASVA療護施設の取り組み」等について掲載した。

(メディカルソーシャルワーカー相談等対応件数)

平成24年度・・・10,132件

平成25年度・・・10,911件

平成26年度・・・9,969件

平成27年度・・・10,692件

平成28年度・・・10,509件

- 療護センターにおける短期入院については、千葉療護センター及び東北療護センターにおいて、短期入院空床状況をホームページに掲載する等、利用者利便に配慮した積極的な受入を行った。

2) 次期中期目標期間における見通し

- 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害者の治療等にも寄与するという社会的意義を有する日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行う。

- 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた支援を積極的に行う。

また、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 介護料の支給等

(中期目標)

① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。

(中期計画)

① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

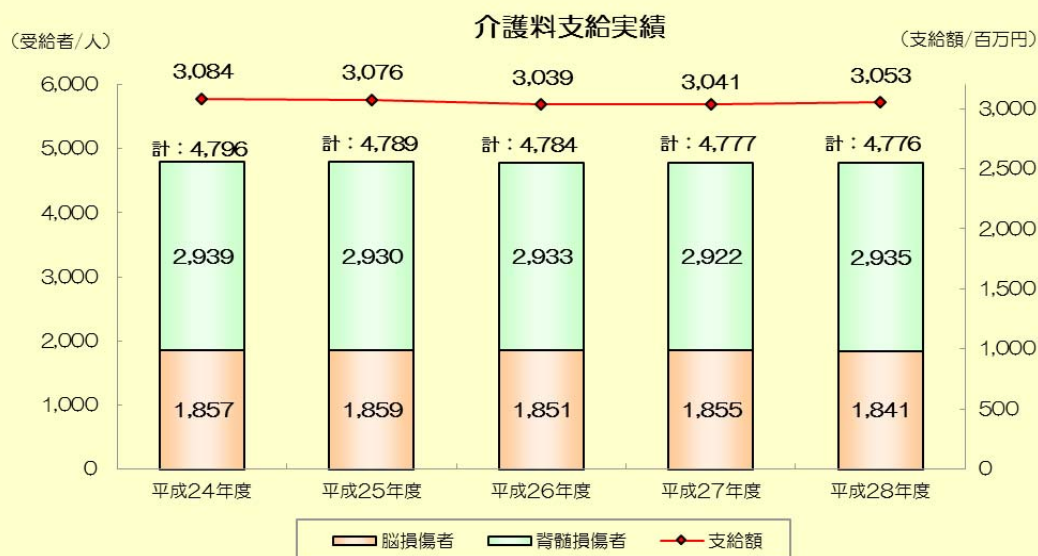
1) 中期目標期間における取組み

後遺障害の程度、介護の状況に応じた介護料の支給を行うとともに、受給資格者等のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを行った。

また、各支所において、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や各種情報提供を行うなど、介護料受給者やその家族を精神的な面においても支援した。

○ 介護料支給実績

後遺障害の程度、介護の状況に応じて介護料を支給した。



○ 受給資格者等のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施した。

・平成26年度

被害者家族からの要望を受け、介護料受給資格認定申請に伴う所得調査の対象から被害者の兄弟姉妹を除外し、負担の軽減を行った。

・平成27年度

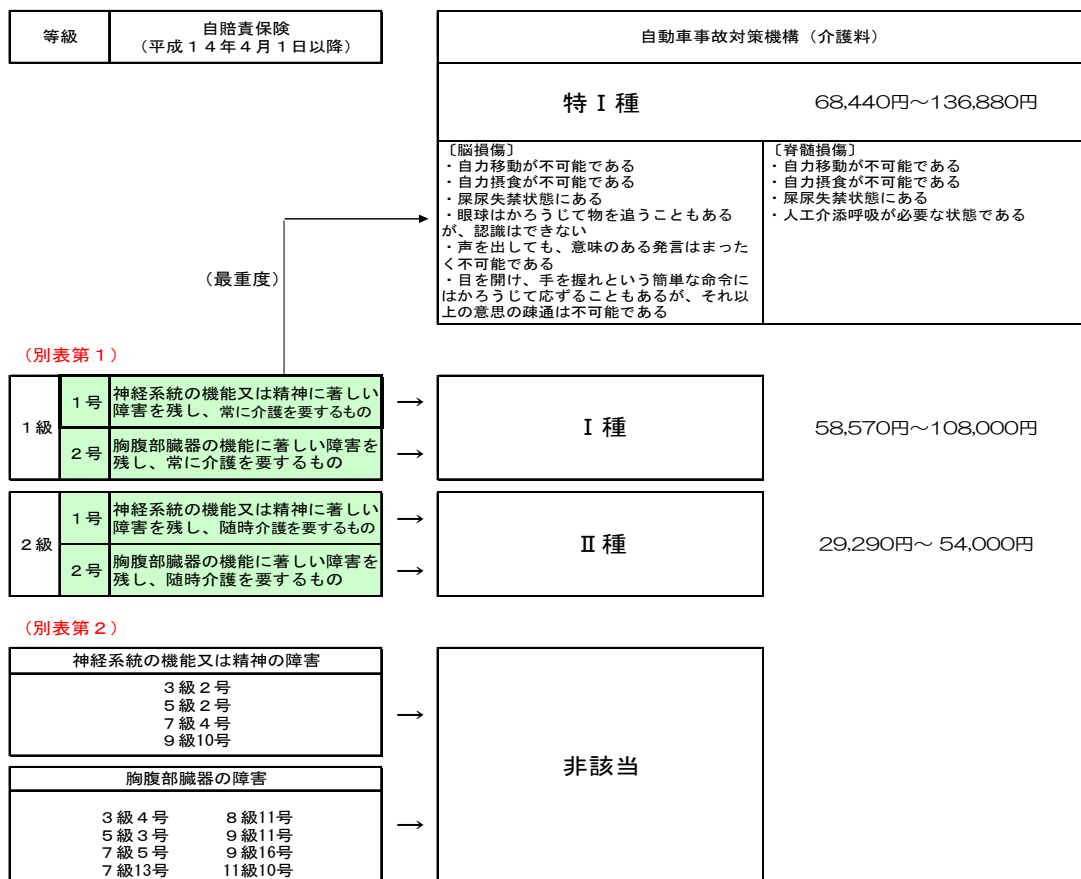
受給者家族のニーズの高かった介護用品を新たに介護料支給対象品目に追加した。

(追加品目：導尿カテーテル、バルーンカテーテル、滅菌ガーゼ 等)

介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特I種	I種のうち「最重度」と認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

自賠責保険とNASVA介護料との関連について

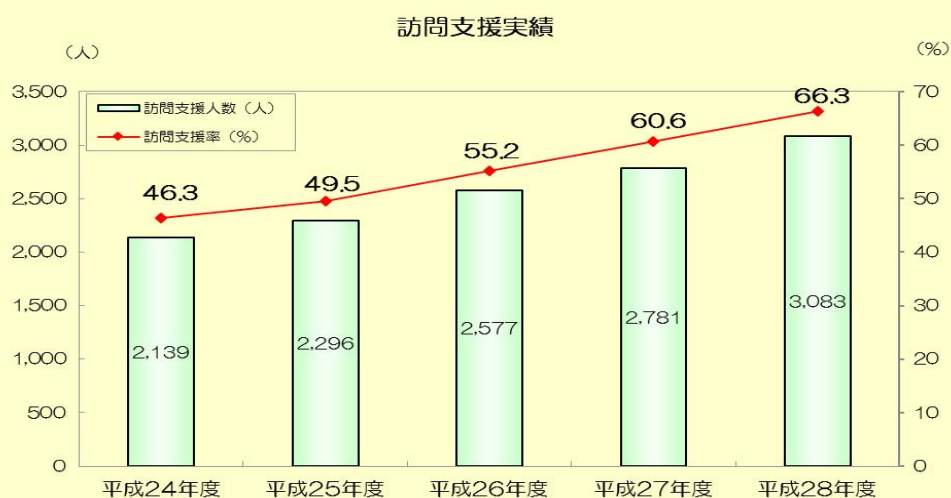


注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

○ 訪問支援実績

各支所において、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給者及び家族による介護に関する相談への対応、各種情報の提供等を行う訪問支援を実施した。

平成26年10月より毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と定め、各主管支所等の全ての所属職員を被害者援護業務の担当に指定することとしたほか、平成27年度から稼働した訪問支援システムを利用して訪問支援結果の整理分析や情報共有等を効率的に行うとともに、平成28年度から訪問先等において同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を導入し、受給者等への情報発信を充実させるなど、本部・全支所において被害者援護業務の実施体制を強化したこと等により、前年度末介護料受給資格者に対する訪問支援の実施割合は、平成28年度において66.3%を達成した。



【訪問支援の実施内容】

① 主な相談内容

- ・受給者の身体状態への心配・不安（ADL低下、褥瘡、排泄、体温調整 等）
- ・「介護者なき後」の心配・不安
- ・就労状況に関する不安や不満（雇用形態、就労環境、低賃金 等）
- ・災害への不安（避難方法、避難所での生活、医薬品・介護用品の確保 等）
- ・高次脳機能障害に対する理解の不足（社会における認知度の低さ、対人トラブル 等）
- ・介護者の負担（介護ストレス、介護者自身の健康不安・体力低下）
- ・住環境の整備（住宅のバリアフリー化）
- ・介護者の体調不良や急用等の緊急時の受給者の受け入れ先
- ・自治体への要望（自治体担当者の質、介護サービスの内容、市町村間の格差 等）

② 主な提供情報

- ・医療機関（リハビリ、訪問看護等）の案内
- ・障害者支援施設などの入所施設の案内
- ・介護サービス（訪問介護、デイサービス、ショートステイ）事業者の案内
- ・短期入院（入所）協力病院（施設）や助成制度の具体的な案内
- ・介護用品・器具関連の情報（有効な介護用品・器具、購入方法・場所、助成制度 等）

- ・ 障害者専門の就職・転職支援事業者の情報
- ・ 障害者に関する自治体等の支援制度
- ・ バリアフリー旅行・飲食店やスポーツ施設・賃貸物件の情報

【受給者等からの感想】

- ・ 事情を分かったうえで話を聞いてくれるのが嬉しい。
- ・ 訪問がなかった時は孤立感があったが、今はナスバを身近に感じ心強い。
- ・ 30分程度の買い物以外はずっと介護しているので、こうして訪問してもらい話すことで気持ちになる。
- ・ 短期入院の情報や制度説明等、分からなかった点が理解でき良かった。
- ・ 泣いても良くならないので、前向きに明るい気持ちで暮らすよう努めているなか、ナスバが私たちの話を聞いてくれることはとてもありがたい。
- ・ 近所の人に話すことができない日頃の介護の話などを話すことができ、少し気分が楽になった。
- ・ 時々訪ねて来てくれるのは本当にありがたく、自分は1人ではないと思えるようになった。
- ・ 実際に顔を合わせるとナスバをより身近に感じ、気軽に電話で質問等できるので有り難い。
- ・ 話を聞いてもらえることと、そのつながりでいざという時に相談できることが有り難い。
- ・ 介護をしていると介護者の世界がどんどん狭くなっていくので、訪問して話を聞いてくれるだけで、ナスバという1つの応援者がいると心強い気持ちになれる。

○ 被害者援護業務担当者への研修の実施

被害者援護業務担当者の資質向上のため、自賠責保険制度や被害者援護に係る各業務の実務内容等に関する講義を内容とした研修を実施した。また、被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うコーディネーターを養成するため、前記の講義のほかに、療護センターの協力を得て、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等に関する知識の習得等のための実技研修を実施した。

①被害者援護担当者研修（24～26年度は「被害者援護初任者講習」として実施）

（24年度：20人、25年度：33人、26年度：31人、27年度：21人、28年度：24人）

②被害者支援専門員（コーディネーター）養成研修

（24年度：5人、25年度：5人、26年度：6人、27年度：6人、28年度：10人）

2) 次期中期目標期間における見通し

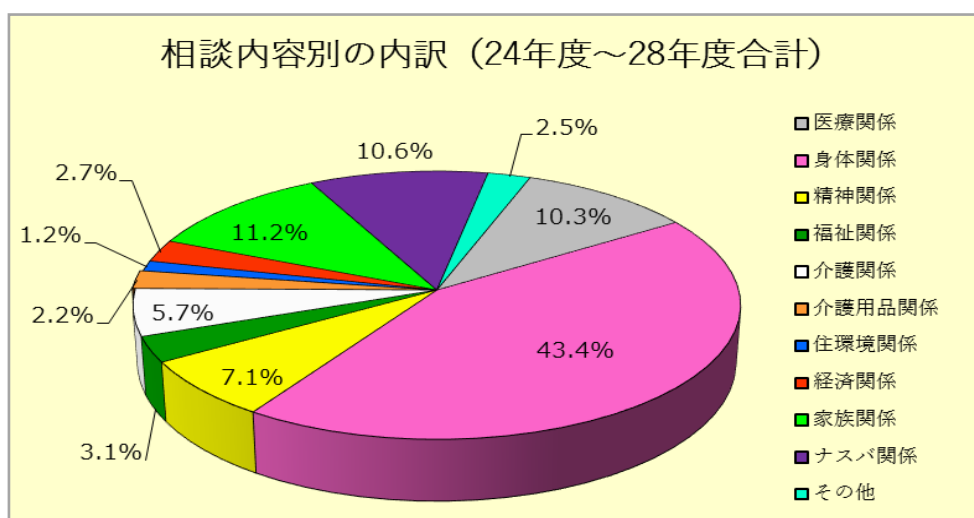
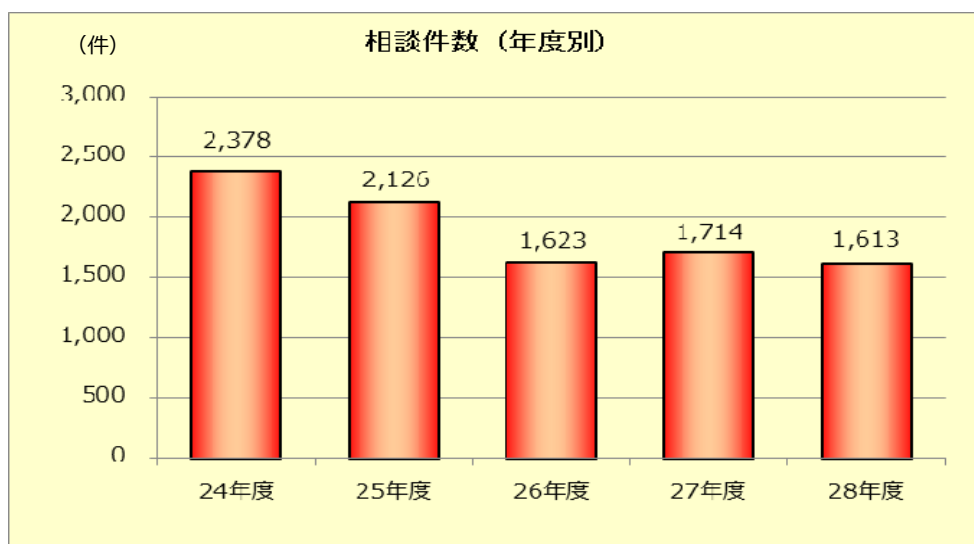
- 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させる。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、全年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努める。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネータ

ー（被害者支援専門員）の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成28年度末全職員の18%以上とする。

◎ **その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

- 全主管支所に「在宅介護相談窓口」を設置し、介護料受給者及び家族の相談に対応し、介護福祉士等による介護に関する知識の提供等を行った。



- 早期の被害者救済促進に向けた新たな被害者援護業務の周知活動
 - ①一般社団法人日本損害保険協会を通じた周知活動
 - ・ 一般社団法人日本損害保険協会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施し、被害者援護業務のリーフレット等の配布の協力を得た。
 - ②一般社団法人日本福祉用具供給協会等を通じた周知活動
 - ・ 介護ベッドや介護イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である一般社団法人日本福祉用具供給協会の協力により、平成27年度及び28年度に東京で開催された国際福祉機器展における同協会のブース内に、介護料制度を中心としたNASV

Aの被害者援護業務の周知を図るためパンフレットを設置した。

- また、交通事故被害者と接する機会が多い車椅子メーカーに対して、NASVAの被害者援護業務の広報を行うとともに周知依頼を実施した。

(中期目標)

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。

(中期計画)

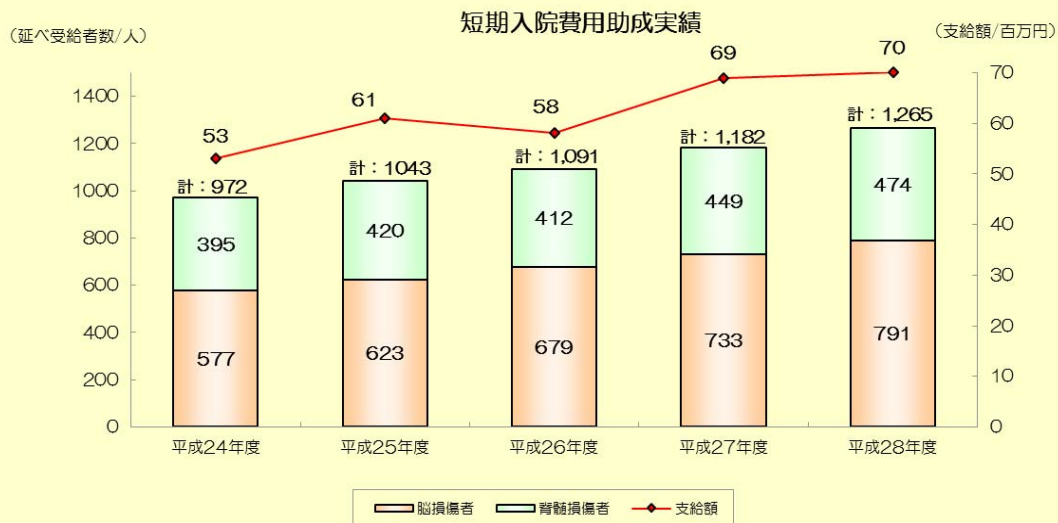
- ② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

○ 短期入院・入所費用の助成実績

短期の治療等を目的として病院等に入院・入所した者に対して、患者移送費、室料差額及び食事負担金並びにヘルパー等の付き添いに要した費用の助成を行った。



○ 短期入院・入所費用助成制度の助成対象範囲の拡大

・平成27年度

短期入院（入所）のさらなる利用促進のために、「短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用」を助成対象費用に追加した。

短期入院（所）費用の助成制度

原則として、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院（所）した場合の、

- ① 入退院（所）時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額
- ③ 入退院（所）時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額

※②については合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限

①～③の合計額を年間*45日以内かつ45万円以内の範囲内で助成。

*年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の 自己負担額	+	②室料差額・食事負担額の 自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	+	③ヘルパー等の付き添い に要した費用の 自己負担額	≤	年間45日以内 かつ 年間45万円以内
----------------	---	--	---	---------------------------------	---	---------------------------

○ 短期入院協力病院等意見交換会の開催

短期入院協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NAS VA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催し、情報の共有と事例の検討による利用促進に向けた協議を行った。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院での交流会の開催等を通じて、患者等の受入条件や受入環境等を把握した上で、訪問支援、交流会等の際に受給者等に案内し、また受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなどの取組みを行った。

2) 次期中期目標期間における見通し

- 国と連携しつつ、介護料受給者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施する。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供する。

また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぐ。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

(中期計画)

- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。

1) 中期目標期間における取組み

○ 介護料受給者及び家族等の交流会の開催

同じ境遇にある受給者やその家族等が、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流の場として、全国の各支所において交流会を開催した。また、受給者及びその家族等のニーズを踏まえつつ、療護施設、協力病院等及び行政等関係機関の協力を得て、講習会・勉強会等を交流会と同時に開催するなどして、受給者等の相互の情報交換や交流を通じた支援を行った。

【交流会の開催】

- ・平成24年度：延べ62回開催（47支所） 延べ667人参加
- ・平成25年度：延べ54回開催（48支所） 延べ588人参加
- ・平成26年度：延べ52回開催（46支所） 延べ550人参加
- ・平成27年度：延べ58回開催（50支所） 延べ610人参加
- ・平成28年度：延べ56回開催（48支所） 延べ577人参加

- 訪問支援を通じて受給者等の緊急連絡先の把握を行うとともに、災害発生時に安否確認を実施した。

2) 次期中期目標期間における見通し

重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施する。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所1回以上開催する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。
- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

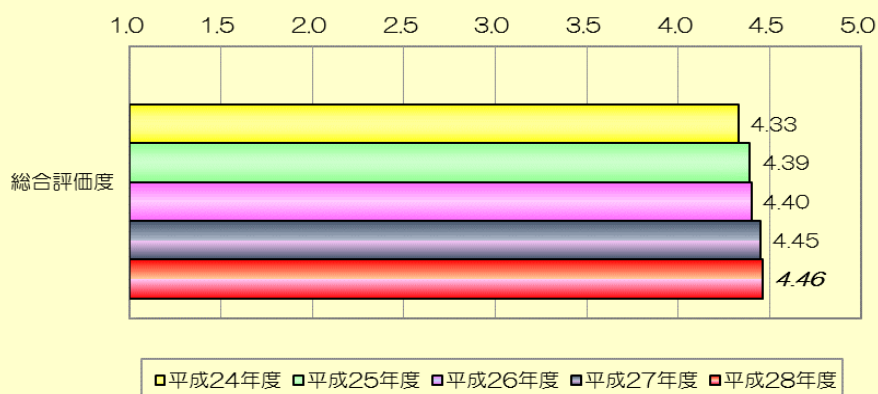
(中期計画)

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

◎ 実績値 (当該項目に関する取組み状況を含む)

重度後遺障害者の家族に対する介護支援効果に関する評価度について、各年度の調査において、目標値の4.0を上回る評価を得た。

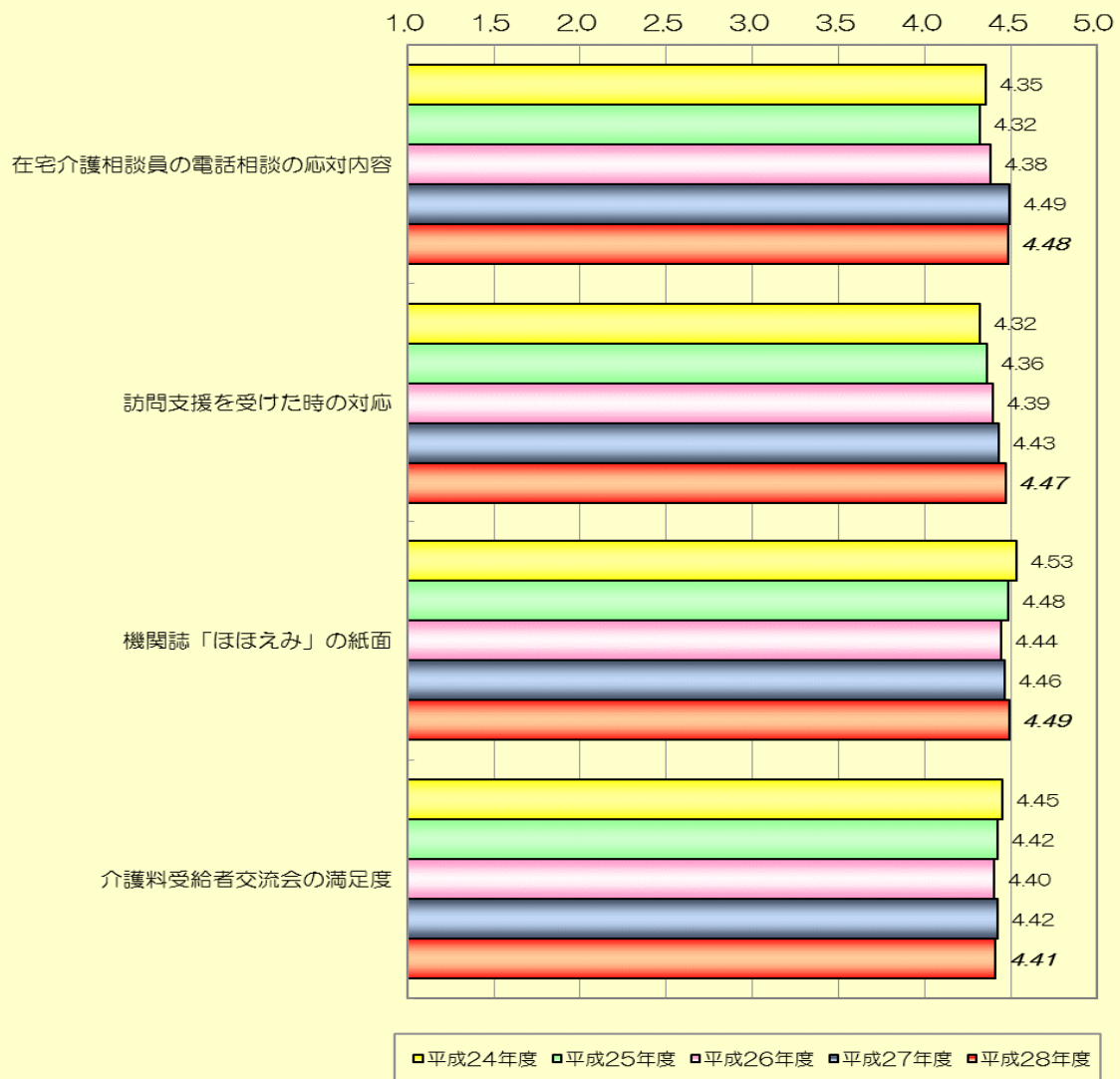
介護支援効果に関する評価度



<各年度の調査概要>

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調査時期	25年2月	26年2月	27年2月	28年2月	29年2月
調査対象	25年1月末現在の介護料受給者の家族	25年12月末現在の介護料受給者の家族	26年12月末現在の介護料受給者の家族	27年12月末現在の介護料受給者の家族	28年12月末現在の介護料受給者の家族
調査数	4,607件	4,646件	4,627件	4,677件	4,628件
回収数	2,827件	2,709件	2,684件	2,583件	2,546件
回収率	61.4%	58.3%	58.0%	55.2%	55.0%

介護支援効果に関する項目別評価度



◎ 次期目標期間における見通し

- 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(4) 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(中期計画)

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。
また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

交通遺児等に対し、無利子貸付を行い、効果的な被害者救済を図った。また、被害者に対する相談支援の充実を図るため、被害者援護員（H27.12までは家庭相談員）に対し資質向上のための研修を実施するとともに、交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、被害者家族同士の交流を促進するなど、被害者に対する精神的支援を効果的に実施した。

○ 貸付実績

交通遺児等に対し、無利子貸付を行った。



交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施するとともに、主に貸付対象者に限っていた「友の会」の加入要件を見直し、交通遺児であれば誰でも「友の会」に参加できるように規程改正を行った。

(1) 友の会活動

1. 友の会の集い

全国50支所において交通遺児等の相談を受けている被害者援護員（H27.12までは家庭相談員）のサポートのもと、被害者家族同士の交流の場としての「友の会の集い」を実施した。

2. 保護者交流会

保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見・情報交換を行う場として「保護者交流会」を実施した。



【友の会の集い】



【保護者交流会】

3. 子どものみの集い（自然教室）

親と離れ自然にふれ合う環境において集団生活を経験することで、自立心の向上や仲間と協力する大切さを学ぶ「子どものみの集い」を実施した。



(2) 機関誌「友の会だより」の発行

年4回発行し、全国の友の会活動の様子や、会員の励みに繋がる記事及び他の機関が実施する支援制度など有益な情報を掲載した。

また、更なる会員の励みに繋がるよう記事や紙面の見直しを行った。

〈会員の声〉

- ・色彩が豊かになった。
- ・写真が多くなり、読んでいて楽しくなった。
- ・イラストも現代的になった。



(3) 各種コンテストの開催

各年度において、作品の創造を通して子どもたちの感性や想像力を養う機会を設けるため以下の各種コンテストを開催した。応募作品の中から入賞作品を選考し、本部及び各支所において受賞者に対する表彰式を実施した。優秀作品等については、国土交通省ロビーでの展示をはじめ、各主管支所、交通安全に関するイベントなどでも展示を行った。

平成24年度・・・・・・絵画コンテスト

平成25年度・・・・・・書道コンテスト

平成26年度・・・・・・写真コンテスト

平成27年度・・・・・・絵画コンテスト

平成28年度・・・・・・書道コンテスト

【表彰式の様子】



【平成24年度絵画コンテスト】



【平成25年度書道コンテスト】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

【平成26年度写真コンテスト】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

【平成27年度絵画コンテスト】



【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

【平成 28 年度書道コンテスト】

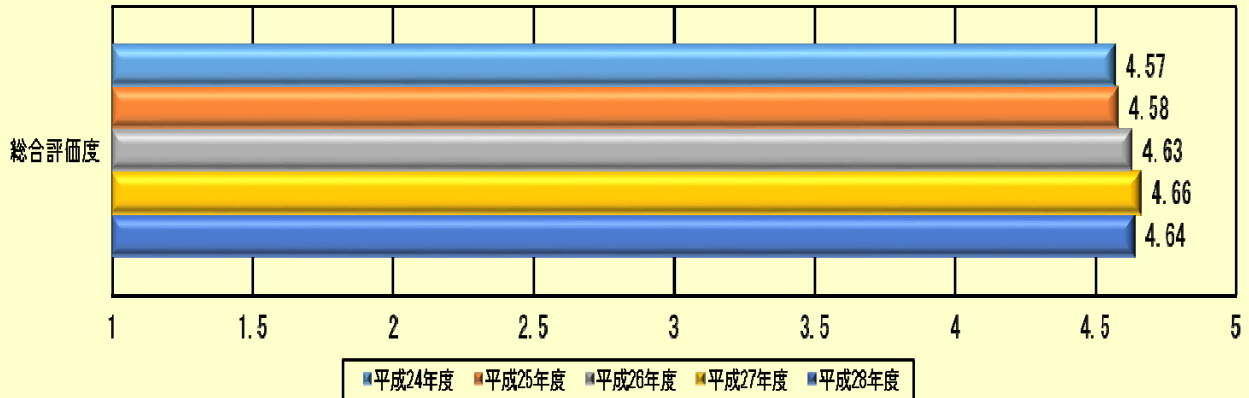


【最優秀作品（国土交通大臣賞）】

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況を含む）

被害者に対する精神的支援に関する評価度について、各年度の調査において、目標値4.0を上回る評価を得た。

精神的支援に関する評価度

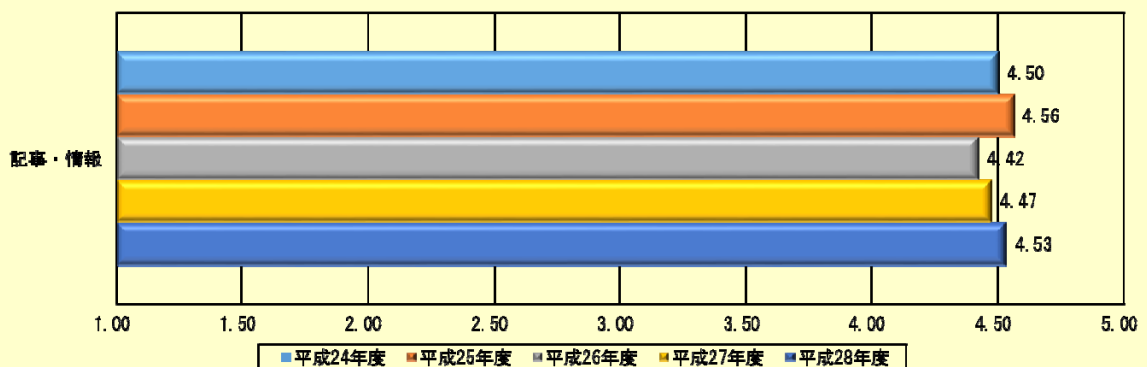


<調査概要>

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調査期間	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
調査対象	交通遺児友の会会員世帯 (1,183世帯)	交通遺児友の会会員世帯 (1,146世帯)	交通遺児友の会会員世帯 (1,080世帯)	交通遺児友の会会員世帯 (1,000世帯)	交通遺児友の会会員世帯 (1,000世帯)
回収数	493世帯	421世帯	398世帯	369世帯	330世帯
回収率	41.7%	36.7%	36.9%	36.9%	33.0%

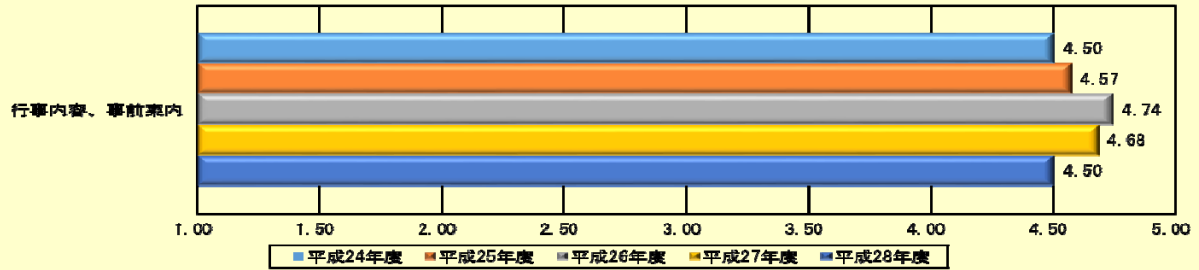
精神的支援に関する項目別評価度

友の会だより評価度

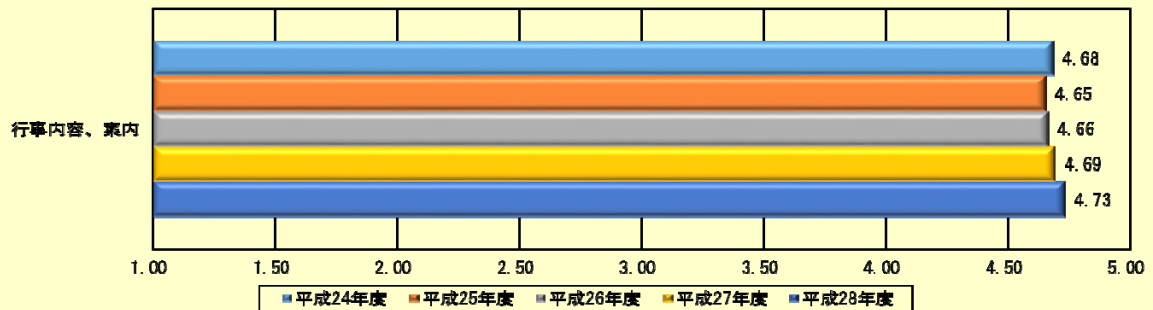


精神的支援に関する項目別評価度

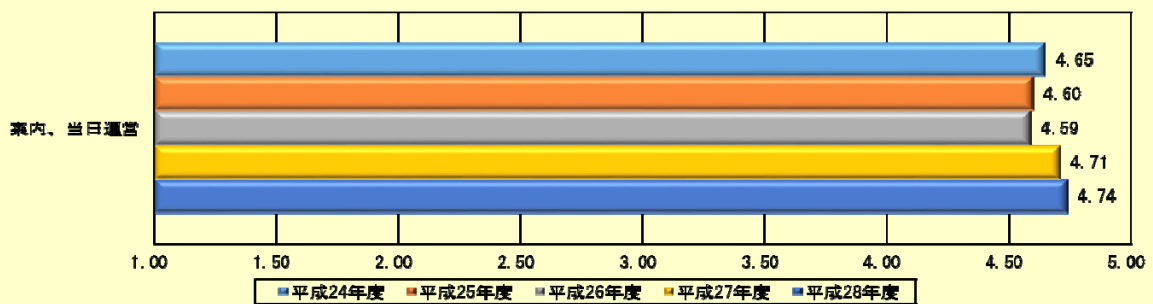
コンテストの評価度



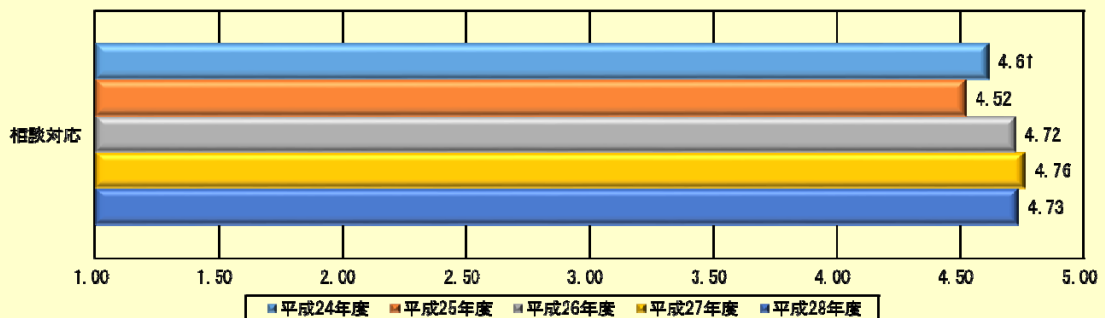
友の会集いの評価度



交流会の評価度



被害者援護員（旧家庭相談員）の評価度



2) 次期中期目標期間における見通し

- 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図る。また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施する。
- 上記施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

企業・団体からの支援で、友の会会員をスポーツ観戦やキャンプ等に招待していただくことにより、同じ境遇者同士が時間を共有することによりコミュニケーションが図られ精神的支援の充実に繋がった。

【招待いただいた企業・団体数】

平成24年度	17社
平成25年度	17社
平成26年度	19社
平成27年度	19社
平成28年度	16社

【コスモ石油主催の「わくわく探検隊」】



【マツダ(株)主催の「マツダオールスターゲーム」(プロ野球)】



【(公社)日本プロサッカーリーグ主催の「ゼロックスカップ」(サッカー)】



(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

(中期目標)

自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

(中期計画)

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。

さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

(1) NASVA交通事故被害者ホットライン

- 自動車事故の被害者等に対して総合的な情報提供サービスを行うホットラインの利用向上を図るため、損害保険会社、都道府県警察、市町村等に対しリーフレット等の配布やHPを見やすくリニューアルするなどして、周知活動を行った。

また、オペレーターに対し、ナスバの各種支援制度の案内や的確な情報提供を行うため、研修を行い対応水準の向上を図った。

- ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成し、「ナスバギャラリーIN東京」、「交通安全。アクション2015」ほか政府主催のシンポジウム等の集客イベントの場で配布した。

また、ホットラインが実施するアウトバウンド業務※により、警察署、病院（救命救急病院、回復期リハビリ病院）に対し周知活動を行った。

※コールセンター事業者を利用した周知活動をいう。

チラシ（表）



チラシ（裏）



- 「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載し、各主管支所等から各関係機関へ周知した。

リーフレット（表）



リーフレット（裏）



※ がホットライン紹介ページ

- 情報案内サービスに従事する者（オペレーター）が的確に情報提供が出来るよう、以下の研修を実施した。
 - ◇ 脳外傷被害者団体等から講師を招き、家族の心理、カウンセリングの重要性などの講義を実施した。
 - ◇ 交通事故相談室、ADRセンター、療護センター、（一社）自賠責保険・共済紛争処理機構などの相談業務担当者との意見交換会等を行い、他の相談機関の対処方法などを取得させた。
 - ◇ NASVAにおける被害者支援制度に関する講義を実施し、理解の深度化を図った。

(2) 被害者援護員の創設

- 被害者援護業務の充実を図るため、交通遺児等育成支援事業の実施担当者として各支所に置かれていた家庭相談員について、訪問支援業務等被害者援護業務全般に関わる被害者援護員へシフトさせた。
- 各主管支所において、被害者援護員に相談業務に必要な知識付与、各自の相談業務の実体談の共有や他機関の各種救済制度の情報交換を行うとともに、ナスバ被害者支援制度の周知策等について研修を実施した。

(3) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

各主管支所に配置した、介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員によって、療護施設と連携し、毎年度約2千件の相談に対応して、介護に関する知識・技術の提供等を行った。

主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」に関するものだった。

また、相談内容に応じて、地域の被害者団体を紹介する等、被害者団体との連携した取組を実施した。

(4) 被害者援護に係る各種情報発信

① 機関誌「ほほえみ」による情報提供

毎四半期に機関誌「ほほえみ」を発行し、介護料受給資格者に対して配布した。受給者等の活動内容の紹介や、療護施設・協力病院等の施設概要や防災等に関する情報提供を行うなど、受給者の要望を踏まえた内容を掲載した。

< 「ほほえみ」を通じて提供した主な内容（平成24年度～平成28年度） >

テーマ	内容
療護センターと連携した介護情報の提供	○療護センターで処置している療法や創処置等の内容を紹介。
ナスバからの情報提供	○療護センター及びNASVA委託病床の設置・運営状況や治療実績等を紹介 ○短期入院協力病院等の概要や受入体制等の情報を紹介。 ○交流会の開催内容の紹介 ○介護料支給制度の改正（支給対象品目の拡大）のお知らせ
受給者等とのふれあい	○介護料受給者からの自由な投稿を「ふれあい広場」等に掲載し、受給者間相互のコミュニケーションを図った。 ・交流会参加や短期入院利用等の感想 ・受給者自身の活動・作品紹介（ボランティア活動、車椅子競技、絵画、書道、手芸、旅行等）
日常の介護等に活用できる有益な情報	○災害への備えとして受給者にとって有益な情報を紹介 ・避難行動要支援者支援（登録）制度の内容 ・緊急時連絡方法の確認や介護用品の備蓄等の呼びかけ ○「介護者なき後、親なき後」に備えるための情報 ・「介護者なき後」の財産管理（成年後見制度等） ・「介護者なき後」の生活資金の確保のための準備

② NASVAホームページに「自動車事故による重度後遺障害者・家族が「介護者なき後、親なき後に備えるための情報」を掲載し、国土交通省と連携のうえ、受給資格者及び家族が「介護者なき後」に備えるために必要な制度情報等を発信した。

<HP「自動車事故による重度後遺障害者・家族が「介護者なき後、親なき後に備えるための情報」>



2) 次期中期目標期間における見通し

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 市原刑務所における「被害者視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施

平成27年度から、被害者の中でも「重度後遺障害者」の方の視点を取り入れた教育が実施され、ナスバが講師として講義を実施した。

受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としてプログラム編成がなされており、ナスバは安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や直接に被害者と接する中で培った幅広い知見を基に講義を行うとともに、被害者の加害者に対する声なき声を伝えた。

【プログラム】（年3回実施：全課程12回）

- ・被害者の視点を学習する講義(第1回)
- ・命の尊さの認識(第2回)
- ・被害者の実情の理解(第3～7回)
- ・罪の重さの認識(第8回)
- ・謝罪及び弁償についての責任の自覚(第9回)
- ・具体的な謝罪方法(第10～11回)
- ・加害を繰り返さないために(第12回)



第5～7回をナスバが担当



○警察庁及び認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク等主催「全国犯罪被害者支援フォーラム2015」への参加

平成27年10月2日に東京都で開催された犯罪被害者の支援者を対象としたフォーラムにおいて、交通事故被害者支援をテーマとした主にパネルディスカッションにパネリストとして参加し、重度後遺障害者や交通遺児世帯の実情を伝えるとともにNASVAの被害者支援制度取組状況等の説明と併せて支援制度等について周知を行った。

【参加者】 463名

【来場からのアンケートより】

- ・ナスバについて非常に有益な情報を得られた。
- ・ナスバの存在を初めて知った。
- ・ナスバの支援制度を今後の支援活動に役立てていきたい。
- ・ナスバの存在は大きいと思った。



パネルディスカッションの様子

○ 大手運送会社の管理者研修において、自動車事故被害者の実情について講義した。また、これらの取組結果を訪問支援の際や「ほほえみ」への掲載により被害者方々へフィードバックした。

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

(中期目標)

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。

(中期計画)

- ① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

- 自動車アセスメント事業の更なる充実を図るため、本部に自動車アセスメント部を設置するとともに、各主管支所等の事務に「自動車アセスメントの周知宣伝に関すること」を明文化し自動車アセスメント広報業務を追加し、自動車アセスメント事業を効率的に実施する体制を構築した。

2) 次期中期目標期間における見通し

国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(中期計画)

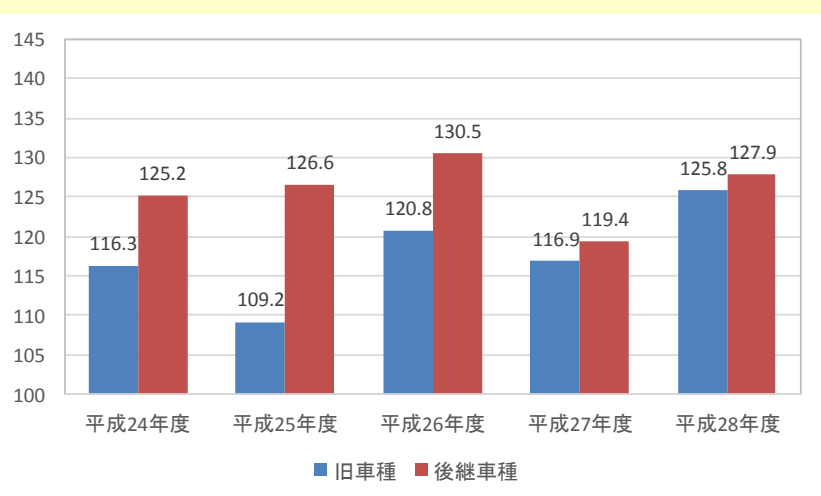
- ② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。
これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ③ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。
- ④ ②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。
- ⑤ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。
また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。
- ⑥ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。
- ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

○ 安全性能に係る指標

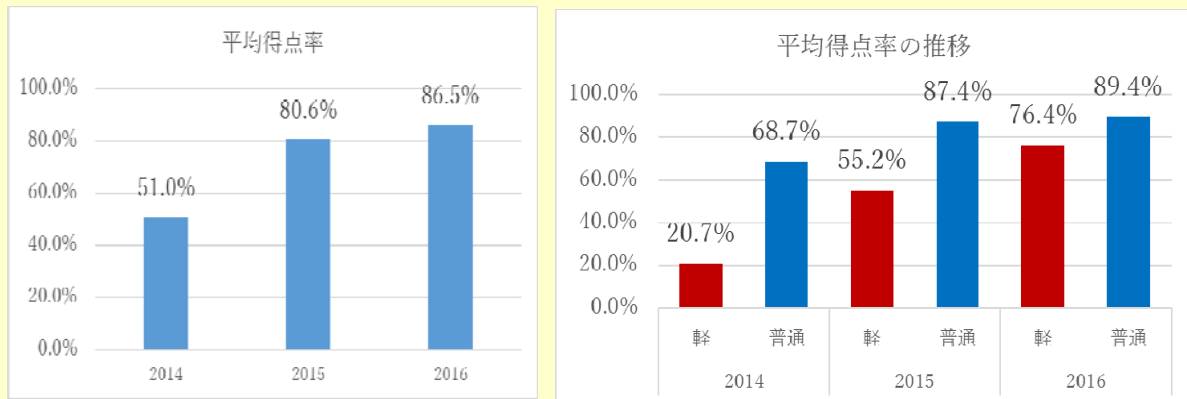
中期目標期間中に実施した衝突安全性能評価の結果について、旧モデルで評価を受けたことがある車種(40車種)の得点の平均値を、現在の条件で総合評価した場合の新旧の比較を年度毎に行ったところ、全ての年度において、後継車種の平均値が旧モデルの平均値を上回った。



平成28年度衝突安全性能評価において、歩行者保護エアバッグを装着した車両が過去最高得点となり、平成25年度以来の更新となった。

予防安全性能評価においては、平成26年度に平均得点率が51%であったが、平成28年度には86.5%と向上した。中でも軽自動車の平均得点率の推移を見ると平成26年度では20.7%であったのに対し、平成28年度には76.4%と著しい向上が見られた。

【予防安全性能評価の平均得点率及び平均得点率の推移】



○ パンフレット配布

- 平成24年度は、新たに導入された評価試験等により、3種類の公表デザインが掲載されていたが、ユーザーが容易に評価結果を比較できるよう、これらのデザインを統一した。また、ユーザーが評価結果を容易に検索できるよう、パンフレットの掲載順をメーカー別五十音順に変更した。チャイルドシートパンフレットは、見やすく分かりやすくするため、レイアウトの変更、掲載データの整理及び文字を大きくする等工夫した。
- 平成25年度は、チャイルドシートパンフレットについて、評価結果の記載箇所が分かりにくいとの意見があったことから、デザインを見直すとともにメーカーロゴの配置位置を工夫した。
- 平成26年度は、予防安全性能評価の普及を目的としたロゴマークを作成した。また、予防安全性能評価（衝突被害軽減制動制御装置（衝突被害軽減ブレーキ）（対車両）性能試験、車線逸脱警報装置性能試験）の公表にあたっては、ユーザーが各装置の概要を容易にイメージ出来るイラストを作成するとともに評価結果がわかりやすい「予防安全性能評価」パンフレットを作成した。
- 平成27年度は、パンフレットよりもさらに容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシを作成し、各イベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅、運転免許センター等でパンフレットと合わせ過去最高となる約190万部を配布した。
- 平成28年度は、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、掲載内容の構成を見直した他、より安全な車選びの必要性を認識していただくための「より安全な車選びのためのチェックリスト」を掲載するなどの工夫をした。

【予防安全性能評価ロゴマーク】



【予防安全性能評価パンフレット】



【より安全な車選びのためのチェックリスト一例】

より安全な車選びのためのチェックリスト（予防安全性能）

自動車を購入される時には、自分や家族の好みや用途、また、コストの面から燃費性能を気にされる方が多いと思います。

しかし、万が一のときに事故から助けてくれる自動車の安全性能も大事だとは思いませんか？実は、今は自動車の安全性能を比較するなどして、より安全なクルマが選べるようになってきました。

このチェックリストを活用して、より安全なクルマを選び、使用してください！

- 1 自動車は、事故が起きますと、運転しているだけでなく、歩行者や自転車に乗っている方にも大きな被害を与えることがあります。
あなたの自動車が事故に遭うことを考えられたことはありますか？
- 2 最近の自動車の中には、万が一のときに事故を防ぐ、あるいは衝突した時の被害を軽減するための「衝突被害軽減ブレーキ」などの安全装置が充実しているものがあることはご存じですか？
- 3 より安全な自動車を選ぶ際に、自動車アセスメントのパンフレットやホームページの情報を参考にできることをご存じですか？
※自動車アセスメントについては、18、19ページの説明をご覧ください。
- 4 お選びになった自動車には、衝突被害軽減ブレーキなどの安全装置のオプションが備えられていますか？
- 5 自動車アセスメントのパンフレットやホームページの情報を、予防安全性能・衝突安全性能がともに良い自動車を選びましたか？

【QRコードを記載したチラシ】



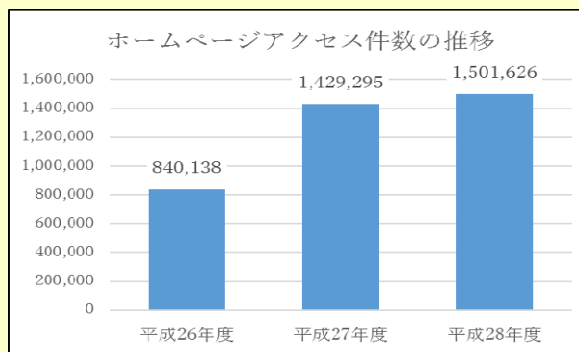
○ ホームページの構成改善

- 平成24年度は、ユーザーから高い要望があった過去のチャイルドシートアセスメント評価結果を再掲載した。また、より多くのチャイルドシートアセスメント評価結果を掲載するため、相手先ブランド（OEM供給）のチャイルドシートについても掲載した。また、試験結果の検索が容易に行えるよう、トップページから直接検索画面へ遷移するように改善した。
- 平成25年度は、文字が小さく検索操作がしにくいとの意見があったことから、使用頻度の高い車両区分のロゴデザインの変更や自動車製作者欄をゴシック体からメーカーロゴデザインに変更することにより、ロゴをクリックすることで検索できるように工夫した。
- 平成26年度は、予防安全性能評価の結果ページを作成した。また、公表時期を随時とすることにより、ユーザーが興味のある車種が適宜公表され、アクセス件数が増加した。
- 平成27年度は、後方視界情報提供装置の評価試験の導入に伴い、その評価結果を分かりやすく示した図を作成し、掲載した。
- 平成28年度は、衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）性能試験の導入に伴い、その評価結果を分かりやすく示した図や動画を作成し、掲載した。

【予防安全性能評価結果のホームページデザイン】

メーカー	レクサス	Caution
試験車等	IS	
グレード	300h F SPORT	
排気量	2,493cc	
被害軽減ブレーキ	検出装置	確認作動域
オプション	ポイント	20~60 km/h
		17.5 / 32.0
はみ出し警報	検出装置	確認作動域
オプション	ポイント	60km/h ~
		8.0 / 8.0

【ホームページアクセス件数の推移】



○ イベントの開催等

(1) 自動車アセスメント結果発表会の開催

自動車アセスメント等を一般ユーザーに広く周知するため、メディアを対象に、「自動車アセスメント結果発表会」を毎年度実施するとともに、一般公開を実施し試験車両、チャイルドシート及びパネル展示、パンフレットの配布を行った。

また、より安全性の優れた自動車を開発したメーカーの栄誉を称え、一層安全な自動車の開発を促すため、「衝突安全性能評価ファイブスター賞（平成27年度まではJNCAPファイブスター賞）」として試験結果の優秀な車両を表彰した。

この結果、自動車アセスメント結果発表会の模様は、新聞、雑誌、ウェブで報道された。

【衝突安全性能評価ファイブスター賞受賞車種等一覧】

	衝突安全性能評価ファイブスター賞（JNCAPファイブスター賞）受賞車種	衝突安全性能評価大賞（JNCAP大賞）受賞車種
平成24年度	アウトランダー、CX-5、レガシィ、カローラフィールダー/カローラアクシオ、CR-V、インプレッサ	アウトランダー
平成25年度	クラウン アスリート/クラウン ロイヤル、アウトランダーPHEV、アテンザ、アコードハイブリッド、N-WGN、フィット、ゴルフ	クラウン アスリート/クラウン ロイヤル (軽自動車部門JNCAP大賞：N-WGN)
平成26年度	レガシィ、デミオ、アクセラ、ティアナ、レヴォーグ/WRX、ヴェゼル、ヴォクシー/ノア/エスクァイア、フォレスター、グレイス、ハリアー	該当なし
平成27年度	CX-3、ステップワゴン、シャトル、ジェイド、シエンタ（SCA付）	該当なし
平成28年度	インプレッサ/XV、プリウス/プリウスPHV、パッソ（SCA付）/ブーン（SCA付）、ヴェルファイア/アルファード、フリード、セレナ/ランディ	インプレッサ/XV

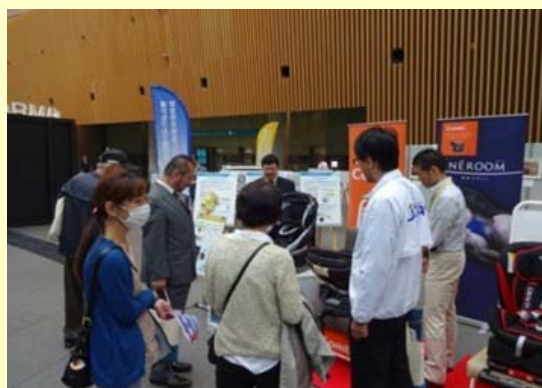
【報道状況】

	テレビ	新聞	雑誌	Web
平成24年度	—	2紙	12誌	3サイト
平成25年度	—	2紙	2誌	25サイト
平成26年度	—	2紙	4誌	36サイト
平成27年度	—	5紙	3誌	130サイト
平成28年度	—	3紙	3誌	116サイト

【平成25年度自動車アセスメント結果発表会の模様】



5★賞受賞者等によるトークショー



ISO-FIX で好成績を取得した機種への展示

【平成27年度自動車アセスメント結果発表会の模様】



受賞者等による記念撮影



鈴木理事長から5★賞メダルの贈呈

【平成28年度自動車アセスメント結果発表会の模様】



濱理事長から5★賞メダルの贈呈



歩行者保護エアバッグの展開デモ

(2) 公開試験（報道公開）の実施

ユーザー全般に関心を持ってもらうよう、メディア関係者に対して自動車アセスメント試験の公開を行い、自動車アセスメント試験及びチャイルドシートアセスメント試験の様子が報道されるとともに、公開試験（報道公開）の様子は、テレビで放映されるとともに新聞・雑誌等に掲載された。

【公開したアセスメント試験等の種類】

	公開した試験の種類	参加者
平成24年度	チャイルドシートの前面衝突試験	74名
平成25年度	オフセット前面衝突試験、救出訓練	105名
平成26年度	衝突被害軽減ブレーキ[対車両]性能試験	68名
平成27年度	なし	—
平成28年度	衝突被害軽減ブレーキ[対歩行者]性能試験デモンストレーション	60名

【報道状況】

	テレビ	新聞	雑誌	Web
平成24年度	3社	3紙	2誌	2サイト
平成25年度	4番組	3紙	8誌	15サイト
平成26年度	3社	5紙	—	21サイト
平成27年度	—	—	—	—
平成28年度	5社	1紙	—	180サイト

【平成25年度オフセット前面衝突試験の様相】



試験車両の取材の様相



救出訓練におけるドアの切断

【平成28年度 歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキ性能試験デモンストレーションの様相】



デモンストレーションの様子



取材の様子

(3) 自動車ユーザー等に対するアセスメント試験の公開

- ① アセスメント結果発表会におけるアンケート回答者から抽選により当選した10組のユーザーをアセスメント試験に招待した。
- ② 衝突時の乗員傷害簡易モデルの研究を行っている「東京都市大学工学部」、衝突時のデータ解析手法等の研究を行っている「芝浦工業大学工学部」の学生に対して、自動車アセスメント試験の概要を説明するとともに衝突試験を公開した。



試験施設を見学



衝突試験の見学

- ③ 旅客輸送の安全を図るため「東京ハイヤー・タクシー協会」技術部会関係者に対して自動車アセスメント試験の概要を説明するとともに衝突試験を公開した。



衝突試験の概要説明



歩行者保護試験の見学

(3) モーターショー等への出展

自動車アセスメント等の周知を図るため、モーターショー等に出展した。

出展箇所：東京モーターショー（平成25年、27年）、大阪モーターショー（平成27年）

出展概要：アセスメント試験の評価結果の展示、パネルの展示、試験映像の放映、試験車両等の展示、パンフレットの配布、ラジオ番組への出演

【東京モーターショーにおけるファイブスター賞の授与の様様】



トヨタ クラウンの受賞



マツダ アテンザの受賞



展示の様様



試験車両の展示説明

(4) 地方イベント等の実施

自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するため、全国で広報活動を実施した。

【イベント実施概要】

	実施内容
平成24年度	ラジオ番組への出演等
平成25年度	ラジオ番組への出演、一般ユーザー等との座談会等
平成26年度	大学における自動車アセスメントの講演、全国の主管支所等における試験車両の展示イベント等（計11回）
平成27年度	交通事故被害者交流会の開催、全国の主管支所等における試験車両の展示イベント等（計30回以上）
平成28年度	自動車アセスメント広報担当者研修、全国の主管支所等における試験車両の展示イベント等（計90回）

【ラジオ番組への出演】



F M東京での収録



文化放送での収録



F M大阪での収録

【各地のイベント開催風景】



広島主管支所



(NHK ニュース放映)



(被害者交流会)



広島マツダスタジアム (チャイルドシート取り付け体験)



(大型ビジョンにPR映像放映)



JR博多駅 (にぎわい交流広場) ファイブスター賞受賞式、交通事故被害者との交流会



「倉敷成人病センター」婦人科 両親学級 チャイルドシート講習会

【宮崎県夏の交通安全県民総ぐるみ運動】



チャイルドシートアセスメントのチラシデザインをラッピングしたトラックの運行に協力



子ども霞ヶ関見学デー（東京都）



子ども霞ヶ関見学デー（東京都）



北海道バスフェスティバル(北海道)



北海道バスフェスティバル(北海道)



マイカーてんけん促進イベント（山口県）



秋の交通安全運動推進大会（岡山県）

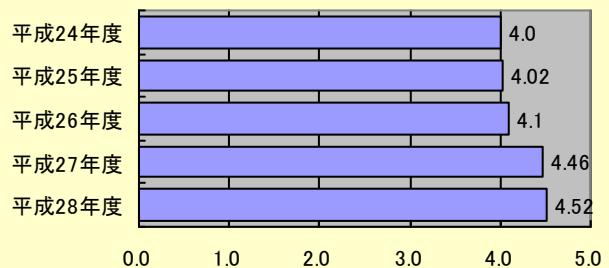
（5）講演による広報活動

- ・「愛知県自動車事故防止セミナー」、「石川県交通安全県民大会」、や広島工業大学、岡山理科大学、慶應大学などの特別講義において自動車アセスメントの取り組みに関する講演を行った。
- ・警察大学校研修（東京都）徳島県自動車整備振興会指定協議会の総会での特別講演（徳島県）2016年度第6回技術講習会（愛知県）において自動車アセスメントに関する講演を行った。

○ ユーザーの利用度・満足度評価

ユーザーの利用度・満足度評価について、中期目標期間の各年度において、4.0を上回る評価を得た。

【利用度・満足度に関する評価度】



○試験方法、評価方法の策定や見直し

衝突安全性能評価については、質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行うとともに、予防安全性能評価に関する導入を開始した。

1. 衝突安全性能評価

(1) 歩行者保護性能評価

歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を調査し試験方法の見直しを行った。

- 頭部保護性能試験の見直し：衝撃範囲をグリッド方式に変更するとともに頭部インパクトの衝撃角度及び衝撃速度を変更し、頭部傷害値の見直しを行った。(平成 28 年度導入)
- 脚部保護性能試験の見直し：脛骨の曲げモーメント及び膝内側側副靭帯の最大伸び量の見直しを行うとともに、5 段階評価に変更した。(平成 28 年度導入)

2. 予防安全性能評価

(1) 衝突被害軽減ブレーキ(対車両)性能試験

衝突被害軽減ブレーキ性能試験(対車両)



前方の車両を検知し、衝突による被害を軽減するために、運転者への警報及び制動装置の制御を行うシステム。

↓

試験速度に応じた減速量により性能評価

(2) 車線逸脱警報装置性能試験

車線逸脱警報性能試験




自動車が生線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより車線逸脱を防止するシステム。

↓

警報のタイミングにより性能評価

(3) 後方視界情報提供装置性能試験

後方視界情報提供性能試験



自動車の死角が生じるなどのために、事故の危険性が高まるバックでの発進、駐車時に、運転者が直接確認することが困難な後方の視界情報を車内のモニターに映し出すシステム。

↓

車両後方に置いたポールの見え方により評価

(4) 衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者：昼間）性能試験

衝突被害軽減ブレーキ性能試験(対歩行者)



前方の歩行者を検知し、衝突による被害を軽減するために、運転者への警報及び制動装置の制御を行うシステム。

↓

試験速度に応じた減速量により性能評価

○ 専門家との討論及び情報交換

試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てるため、世界 NCAP 会議や ESV 国際会議等への出席や海外のアセスメント関係機関との情報交換を実施した。

(1) 世界 NCAP 会議

諸外国の安全評価の情報収集を行うとともに、JNCAP の概要と予防安全技術による事故低減効果等について情報交換を行った。

【開催状況】平成 24 年 5 月、平成 24 年 9 月、平成 25 年 5 月、平成 25 年 11 月、平成 26 年 5 月、平成 26 年 10 月、平成 27 年 6 月、平成 27 年 11 月、平成 28 年 10 月

(2) NCAP 機関との連携

- 平成 24 年 5 月：MIROS（マレーシアの試験機関）において ASEAN NCAP として初めて衝突試験を実施し、試験の様様を各国 NCAP 関係者へ公開することとなったため、MIROS より NASVA へ要請があり、試験手順等の事前指導を行った。

- 平成 24 年 6 月：EuroNCAP 事務局長の来所に伴い、試験方法及び予防安全技術の導入に伴う意見交換を行った。
 - 平成 24 年 12 月：米国道路安全保険協会（IIHS）及び米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）を訪問し、予防安全装置の導入に向けた取組及び試験方法等について情報収集を行った。
 - 平成 25 年 5 月：IIHS の来所に伴い、衝突安全性能試験（スモールオーバーラップ、側面衝突試験等）について意見交換を行った。
 - 平成 25 年 7 月：CNCAP が来所し、チャイルドシートアセスメントについて意見交換を行った。
 - 平成 26 年 2 月：ANCAP、ASEAN NCAP、EuroNCAP とのテクニカルミーティングを行った。
 - 平成 26 年 8 月：2014EuroNCAP フォーラムに出席し、意見交換を行った。
 - 平成 26 年 8 月：ASEAN NCAP 会議及び交通安全フォーラムに出席し意見交換等を行った。
 - 平成 26 年 12 月：アセアン自動車フォーラムに招聘され、自動車アセスメント、予防安全性能評価試験について報告した。
 - 平成 27 年 3 月：オランダの試験機関（応用科学研究機構：TNO）が来日し、意見交換を行った。
 - 平成 27 年 7 月：ASEAN NCAP とサイドカーテンエアバッグ及びチャイルドシート評価試験について意見交換を行った。
 - 平成 27 年 8 月：2015EuroNCAP フォーラムに参加し、情報交換を行った。
 - 平成 27 年 9 月：ASEAN NCAP 会合及びアセアン自動車安全フォーラムへ出席し、自動車アセスメントの取組を紹介した。
 - 平成 28 年 8 月：EuroNCAP 及び IIHS が来日したことに伴い、情報交換を行った。
 - 平成 28 年 8 月：2016EuroNCAP フォーラムに参加し、情報交換を行った。
- (3) その他の会議
- 平成 24 年 10 月：英国で実施された被害軽減ブレーキのワークショップに参加し、予防安全技術について情報収集を行った。
 - 平成 27 年 7 月：英国で開催された AEBS セミナーに参加し、日本における予防安全性能評価についてプレゼンテーションするとともに、Euro 各国の試験機関と情報交換を行った。



世界NCAP会議（マレーシア開催）における発表の様子



Euro NCAP との意見交換の様子



E SV会議において JNCAP の現状を報告



Euro NCAP（英国の試験機関 Thatcham）との情報交換の様様



オランダの試験機関（応用科学研究機構：TNO）との情報収集及び意見交換



AEBS セミナーでのプレゼン模様 【ASEAN NCAP 会議の状況】 【Euro NCAP との打合せ】

○ タスクフォースによる外部評価

業務改善状況等において、毎年度タスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表し、国民にわかりやすい形で情報提供した。

<各年度の取組み等>

- ・平成 24 年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

(1) 安全性の向上

「助手席の乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められるものの、「運転席の乗員保護性能」については、後継車種の評価指標の平均値が旧車種の評価指標の平均値を下回っている。

一方、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグの装備は評価の対象外となっているものの、旧モデルでは装備のなかったサイドカーテンエアバッグが後継車種では4モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいることが窺える。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

「歩行者保護性能試験における試験速度の変更に伴う調査研究」を実施していることは評価できる。

また、横滑り防止装置（ESC）の試験方法について調査研究を実施する等、導入を目指した取組みは努力が認められる。

海外のアセスメント関係機関とは、積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、「予防安全技術の自動車アセスメント評価導入に係るロードマップ」に基づき予防安全技術のアセスメント評価導入を目指すなど、今後、更なる充実を図る必要がある。

(3) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

自動車アセスメント結果発表会の開催、自動車アセスメント試験の公開等積極的に広報活動を行った結果、テレビ放映を含め多数のメディアによる自動車アセスメントに関する報道が行われた。

また、アセスメント情報をわかりやすく、比較しやすくするためパンフレットの全面的見直し、ホームページの充実を行っており努力が認められる。

・平成 25 年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

(1) 安全性の向上

「乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められる。

また、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグについては、装備のなかった旧車種が後継車種では5モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいることが認められる。

加えて、アセスメント評価対象車両の得点向上、最高評価のJNCAPファイブスター賞受賞車両が増加していることから自動車製作者の安全に対する意識を向上させたことが窺え、評価できる。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

「歩行者保護性能試験における試験速度の変更に伴う調査研究」を実施していることは評価できる。

また、予防安全技術である衝突被害軽減ブレーキ〔対車両〕及び車線逸脱警報装置（LDWS）の試験方法及び評価方法を確立し、平成26年度から自動車アセスメントとして実施可能としたことは、高く評価できる。

今後も、「予防安全技術の自動車アセスメントのロードマップ」に基づく導入を目指すなど、更なる充実を図る必要がある。

(3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換

多くの国際会議等においてJNCAPの取組みを紹介するとともに予防安全技術の試験方法等の実施に向けて意見交換するなど、積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、連携を積極的に行い、JNCAPの充実を図る必要がある。

(4) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

新たに一般ユーザー及び交通事故被害者団体にもアセスメント試験を公開することにより周知の拡大に取り組んだことは評価できる。

また、アセスメント情報を分かりやすく、比較しやすくするためパンフレットの見直し、ホームページの充実を行っており努力が認められる。

•平成26年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）安全性の向上

「乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められる。

引き続き、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行うとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

（2）交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

予防安全技術である衝突被害軽減ブレーキ〔対車両〕及び車線逸脱警報装置（LDWS）の試験方法及び評価方法により、多くの車種の試験結果を公表したことは高く評価できる。

また、「後方視界情報提供装置」に係る試験方法及び評価方法を確立し、平成27年度から自動車アセスメントとして実施可能としたことは、高く評価できる。

今後も、「JNCAP 2015 ロードマップ」に基づく導入を目指すなど、更なる充実を図る必要がある。

（3）海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換

多くの国際会議等においてJNCAPの取組みを紹介するとともに予防安全技術の試験方法等の実施に向けて意見交換するなど、積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、連携を積極的に行い、JNCAPの充実を図る必要がある。

（4）情報提供方法についての改善と広報の拡大

新たに一般ユーザー及び交通事故被害者団体にもアセスメント試験を公開することにより周知の拡大に取り組んだことは評価できる。

また、アセスメント情報を分かりやすく、比較しやすくするためパンフレットの見直し、ホームページの充実を行っており努力が認められる。

•平成27年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）安全性の向上

旧モデルの平均が116.9点であったのに対し、後継車種では平均が119.4点（満点は145点）と上回っており、安全性の向上が認められる。

予防安全性能評価については、平成26年度の評価導入後、延べ80車種の試験を実施しており、導入2年目において満点を獲得した車種の割合が2倍に増加しているほか、平成27年度には軽自動車ですべて満点を獲得するなど、着実な安全性の向上が認められる。

（2）交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキについて、交通事故実態を踏まえて試験・評価方法を策定する等、平成28年度からの実施に向け、自動車アセスメントの内容を充実させたことは、高く評価できる。

今後も、「JNCAP 2016ロードマップ」に基づく導入を目指すなど、更なる充実を図る必要がある。

(3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換

多くの国際会議等において意見交換するなど、積極的に情報交換しており、努力が認められる。今後も、連携を積極的に行い、自動車アセスメントの充実を図る必要がある。

(4) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

地方における広報イベント等を30回以上行うなどした結果、テレビ、雑誌等で多数の報道がされるなど、自動車アセスメントの周知拡大に積極的に取り組んだことは評価できる。

また、QRコードを記載したチラシを新たに作成したことや、パンフレットの掲載内容の構成を見直したこと等、情報提供の充実を継続して行っており、努力が認められる。

さらに、各試験車両展示による広報活動において、交通事故被害者交流会を開催し、被害者援護業務と連携した取組みを実施していることも評価できる。

・平成28年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

(1) 安全性の向上

旧モデルの平均が125.8点であったのに対し、後継車種では平均が127.9点（満点は145点）と上回っており、安全性の向上が認められ、評価できる。

予防安全性能評価については、平成28年度に追加された歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価を20車種に対して実施しており、より効果の高い予防安全装置の装備が進み、安全性が向上していることが認められ、評価できる。

引き続き、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行うとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

車線逸脱防止装置について、交通事故実態を踏まえて試験・評価方法を策定する等、評価実施に向け、自動車アセスメントの内容を充実させたことは、高く評価できる。

今後も、交通事故被害の軽減及び交通事故を未然に防止する観点から、交通事故の現状を把握し、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めることにより、更なる充実を図る必要がある。

(3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換

海外のアセスメント関係機関との連携については、多くの国際会議等において自動車アセスメントの取組みを紹介するとともに、新たな評価項目導入等に向けて意見交換するなど、積極的に取り組んでいることは、評価できる。

今後も、海外のアセスメント関係機関との連携を積極的に行い、自動車アセスメントの充実を図る必要がある。

(4) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

アセスメント結果発表会の開催や、地方における広報イベント等を90回行うなどした結果、テレビ、雑誌等で多数の報道がされるなど、自動車アセスメントの周知拡大に積極的に取り組んだことは評価できる。

また、自動車アセスメント情報にさらに容易に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシを新たに作成したことや、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、パンフレットの掲載内容の構成を見直したこと等、情報提供の充実を継続して行っていることは、評価できる。

今後も自動車アセスメントの結果について、ユーザーにとって分かりやすい広報手法について検討を進めることを期待する。

2) 次期中期目標期間における見通し

効率的かつ公正な自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行うことにより、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進する。

また、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(7) 自動車事故対策に関する広報活動

(中期目標)

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

(中期計画)

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

1) 当機構業務の認知向上のため、国土交通省陸運関係専門紙記者に対する業務概要説明会を開催するとともに、陸海空の運輸関係団体・企業に広く購読されている専門紙に機構業務を紹介する企画記事を掲載し、PRに努めた。

2) 当機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、例えば「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時に、同球場内にNASVAブースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映する等機会をとらえ効果的な広報に努めた。

【NASVAブース及びPRビデオ放映の様子】



3) 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。

【「交通安全アクション。新宿 2016」NASVAブースの様子】



4) 自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を支所事務所に展示する「NASVAギャラリー」の増設に努めた。「NASVAギャラリー」は「被害者に寄り添える場所」として、また、適性診断で訪れるドライバー等に「交通安全意識を高めてもらうこと」を目的としたもので、被害者支援と事故防止を一体として行っているNASVAにしかできない取組みとなっている。また、支所外での展示を東京メトロ銀座線三越前駅構内にて行い、毎回多くの方に対して被害者支援に関する情報発信を行い、共感する声が多く寄せられた。

【岩手支所のギャラリー風景】



【NASVAギャラリー IN TOKYO の風景】



5) NASVAの広報活動を推進するため、ホームページについてアクセスしやすく利用しやすい、かつ、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速なデータの追加・更新を行った。

なお、平成27年3月末、スマートフォンやタブレットなどの端末の種別に応じて最適な画面を表示させる仕様を採用する等機能やデザインに配慮したホームページの改修を実施した。

平成28年度においても、検索キーワード等で検索しやすい文言を使用する等の工夫を行うなど、より国民にわかりやすく利用しやすい、また、容易に閲覧が可能となるようホームページの改修を実施した。

【パソコン用トップページ】

【モバイル用トップページ】



2) 次期中期期間における見通し

事故防止及び被害者援護、自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施するため、交通安全フェア等における関係団体又は国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を実施しつつ、当機構の認知度向上に努める。

◎その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

（中期計画）

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算（平成24年度～平成28年度）

予算

収支計画

資金計画

（単位：百万円）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	34,403
施設整備費補助金	1,994
政府補助金	17,169
回収金等収入	3,383
業務収入	9,811
その他収入	206
計	66,966
支出	
人件費	16,864
業務経費	39,666
施設整備費	1,994
一般管理費	4,927
貸付金	832
借入金償還	6,398
計	70,681

区 分	金 額
費用の部	61,390
経常費用	61,390
人件費	16,864
業務費	38,296
管理関係業務費	6,207
一般管理費	4,863
減価償却費	1,344
財務費用	22
支払利息	22
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
収益の部	61,995
運営費交付金収益	33,614
政府補助金	17,169
業務収入	9,811
その他収入	240
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	1,153
資産見返補助金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	606
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1
総利益	606

区 分	金 額
資金支出	82,179
業務活動による支出	68,308
投資活動による支出	6,433
財務活動による支出	6,584
次期中期目標の期間への繰越金	853
資金収入	82,179
業務活動による収入	67,111
運営費交付金による収入	34,403
政府補助金による収入	17,169
業務収入	13,193
その他収入	2,346
投資活動による収入	8,954
有価証券の償還による収入	6,960
施設整備費による収入	1,994
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,114

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,010 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）

次頁のとおり。

第3 期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（25年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策二一ズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.97、平成 28 年度は対 23 年度 0.85 として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.98、平成 28 年度は対 23 年度 0.90 として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画実績（平成24年度～平成28年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
収入			
運営費交付金	34,403	33,934	468
施設整備費補助金	1,994	1,996	▲2
政府補助金	17,169	15,783	1,386
回収金等収入	3,383	3,013	369
業務収入	9,811	11,971	▲2,161
その他収入	206	486	▲279
計	66,966	67,183	▲218
支出			
人件費	16,864	15,420	1,444
業務経費	39,666	39,625	40
施設整備費	1,994	1,996	▲2
一般管理費	4,927	4,957	▲30
貸付金	832	313	518
借入金償還	6,398	6,395	4
計	70,681	68,706	1,975

収支計画

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
費用の部	61,390	60,601	789
経常費用	61,390	60,379	1,011
人件費	16,864	15,420	1,444
業務費	38,296	38,612	▲316
管理関係業務費	6,207	6,326	▲119
一般管理費	4,863	4,719	144
減価償却費	1,344	1,607	▲263
財務費用	22	21	2
支払利息	22	21	2
臨時損失	0	222	▲222
固定資産除却損	0	36	▲36
貸倒引当金繰入	0	94	▲94
その他の臨時損失	0	92	▲92
収益の部	61,995	62,349	▲354
運営費交付金収益	33,614	31,420	2,194
政府補助金	17,169	15,597	1,571
業務収入	9,811	11,971	▲2,161
その他収入	240	457	▲217
寄付金収益	0	5	▲5
資産見返運営費交付金戻入	1,153	1,431	▲278
資産見返補助金戻入	9	16	▲8
資産見返物品受贈額戻入	0	1	▲1
資産見返寄附金戻入	0	11	▲11
借入金償還免除益	0	4	▲4
臨時利益	0	1,437	▲1,437
運営費交付金精算収益化額	0	1,298	▲1,298
固定資産売却益	0	2	▲2
その他の臨時利益	0	136	▲136
純利益	606	1,749	▲1,143
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	12	▲12
総利益	606	1,761	▲1,154

※ 各々、百万円未満を四捨五入

資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差
資金支出	82,179	94,793	▲12,613
業務活動による支出	68,308	65,634	2,674
投資活動による支出	6,433	10,522	▲4,089
財務活動による支出	6,584	6,577	8
次期中期目標の期間への繰越金	853	12,059	▲11,206
資金収入	82,179	94,793	▲12,613
業務活動による収入	67,111	65,363	1,747
運営費交付金による収入	34,403	33,934	468
政府補助金による収入	17,169	15,849	1,320
業務収入	13,193	14,980	▲1,787
その他収入	2,346	600	1,746
投資活動による収入	8,954	12,585	▲3,631
譲渡性預金の払戻による収入	0	6,490	▲6,490
有価証券の償還による収入	6,960	4,010	2,950
有形固定資産の売却による収入	0	1	▲1
施設整備費による収入	1,994	1,996	▲2
投資その他の資産の精算による収入	0	88	▲88
その他収入	0	0	0
財務活動による収入			
政府借入金による収入	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,114	16,844	▲10,730

◎ 次期中期目標期間における見通し

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行う。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 当期総利益1,761百万円の発生要因

当期総利益1,761百万円は、当期純利益1,749百万円に前中期目標期間繰越積立金取崩額12百万円を加えたものであり、それぞれの発生要因は以下のとおりである。

- ① 平成28年度から運営費交付金の収益化基準として業務達成基準（管理部門の活動については期間進行基準）を採用したことにより、運営費交付金収益が増加したことによるもの、また、運

営費交付金債務未使用額について精算のための収益化を行ったことによるものである。

- ② 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第3期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた額であり、主として前払費用及びたな卸資産である。

当該総利益については、前期繰越欠損金を処理のうえ、独立行政法人通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金として処理することとしている。

4. 短期借入金の限度額

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

(中期計画)

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

短期借入は行わなかった。

◎ 次期中期目標期間における見通し

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

(中期計画)

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

なし。

2) 次期中期目標期間における見通し

なし。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

6. 剰余金の使途（目的積立金として承認された場合）

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

（中期計画）

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み
なし

2) 次期中期目標期間における見通し

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(中期目標)

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

(中期計画)

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

平成24年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 千葉療護センター コンピューター断層撮影装置（CT）更新	146	160
② 千葉療護センター 核医学画像診断装置（SPECT（RI））更新	150	124
③ 中部療護センター サイクロトロン電源及び制御機器更新	84	67

平成25年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 千葉療護センター 患者情報システムの整備	130	128
② 東北・岡山療護センター 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI) のバージョンアップ	173	167
③ 中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステム更新	102	96

平成26年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 岡山療護センター コンピュータ断層撮影装置 (CT) 更新	271	157
② 岡山療護センター X線画像診断装置更新	44	43
③ 中部療護センター 脳磁図計 (MEG) 棟建設	89	117

平成27年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 中部療護センター 脳磁図計 (MEG) 新設	403	403
② 千葉・岡山療護センター 生化学自動分析装置更新	70	19
③ 千葉療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新	27	10
④ 東北療護センター 人工呼吸器更新	20	19
⑤ 中部療護センター X線撮影装置更新	23	21

平成28年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置 (PET-CT) 更新	403	394
② 千葉療護センター 超音波診断装置更新	11	11
③ 東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新	20	19
④ 岡山療護センター 免疫発光測定装置更新	8	7
⑤ 中部療護センター FDG合成装置更新	34	35

◎ 次期中期目標期間における見通し

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新について、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行う。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1)平成24年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 東北療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新
→ 一般競争入札（総合評価方式）
- ② 中部療護センター 核医学画像診断装置（SPECT（RI））更新
→ 一般競争入札（総合評価方式）
- ③ 中部療護センター サイクロトロン電源及び制御機器更新
→ 随意契約（公募）

2)平成25年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター 患者情報システム整備 → 一般競争入札及び随意契約
- ② 東北・岡山療護センター 磁気共鳴断層診断装置（MRI）のバージョンアップ
→ 一般競争入札
- ③ 中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステム更新 → 一般競争入札

3)平成26年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 岡山療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新 → 一般競争入札
- ② 岡山療護センター X線画像診断装置更新 → 一般競争入札
- ③ 中部療護センター 脳磁図計（MEG）棟建設 → 一般競争入札

4)平成27年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 中部療護センター 脳磁図計（MEG）新設 → 一般競争入札（総合評価方式）
- ② 千葉・岡山療護センター 生化学自動分析装置更新 → 一般競争入札
- ③ 千葉療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新 → 一般競争入札
- ④ 東北療護センター 人工呼吸器更新 → 一般競争入札
- ⑤ 中部療護センター X線撮影装置更新 → 一般競争入札

5)平成28年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター 陽電子放出断層撮影装置（PET-CT）更新
→ 一般競争入札（総合評価方式）
- ② 千葉療護センター 超音波診断装置更新 → 一般競争入札

- ③ 東北療護センター 低温プラズマ滅菌装置更新 → 一般競争入札
- ④ 岡山療護センター 免疫発光測定装置更新 → 一般競争入札
- ⑤ 中部療護センター FDG合成装置更新 → 一般競争入札

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

(中期計画)

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、毎年度その取組状況を公表した。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ラスパイレス指数	104.5	104.9	103.8	103.2	102.9

◎ 次期中期目標期間における見通し

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表することとした。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 国家公務員と比較して給与水準が高い理由

① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと

- ・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門的知識と経験を有する管理職員を配置しているため。

② 国家公務員より大卒者割合が高いこと

- ・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。

③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと

- ・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

2) 給与水準の適正化に向けた取組み

一般職の職員の給与法の一部改正等による国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえた給与体系の見直しを行うとともに、新規職員を採用して職員の新陳代謝の効果により給与水準の適正化を図った。

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

(中期目標)

なし

(中期計画)

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

前中期目標期間繰越積立金として国土交通省から第3期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた額は12百万円であり、主な使途は前払費用及びたな卸資産である。その総額について、第3期中期目標期間内において、中期計画に定める使途に充てた。

前中期目標期間繰越積立金取崩額実績（平成24年度～28年度）

平成24年度	11,404千円
平成25年度	433千円
平成26年度	243千円
平成27年度	10千円
平成28年度	実績なし

◎ 次期中期目標期間における見通し

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てることとする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報



独立行政法人
自動車事故対策機構
National Agency for
Automotive Safety and Victims' Aid